明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年七月十五日

○第百七十七回国会 参議院会議録第二十六号

平成二十三年七月十五日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第二十六号

平成二十三年七月十五日

午前十時開議

第一　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外九名発議）

第二　鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付）

第四　国務大臣の演説に関する件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（西岡武夫君）　これより会議を開きます。

日程第一　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外九名発議）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革を代表する佐藤正久君外九名の発議に係るものであります。

その内容は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曽有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものであります。

委員会におきましては、発議者から趣旨説明を聴取するとともに、被害者の早期救済の必要性、東京電力による仮払い補償金の支払状況、本法律案における国と東京電力の役割分担、原子力被害応急対策基金設立の理由、本法律案に関する修正協議の論点及びその経過の概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、次いで、本法律案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、高木文部科学大臣より政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して相原久美子委員より反対、自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革を代表して佐藤信秋理事より賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

愛知治郎君外七十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（西岡武夫君）　投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（西岡武夫君）　これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十三票
白色票	百二十三票
青色票	百十票

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　日程第二　**鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長柳澤光美君。

―――――

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

―――――

〔柳澤光美君登壇、拍手〕

○柳澤光美君　ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるよう、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、海洋資源の開発における国と民間との連携、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の商業化に向けた見通し、鉱物の探査の許可と違反行為に対する措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十九
賛成　二百二十九
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

―――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

―――――

◇

○議長（西岡武夫君）　日程第三　**予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長津田弥太郎君。

―――――

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

―――――

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百七十四回国会において参議院に提出されたものであり、本院で政府原案どおり可決し、衆議院に送付いたしましたが、継続審査となり、今国会において修正議決され、本院に送付されてきたものであります。

本法律案は、先般の我が国における新型インフルエンザの発生等に鑑み、今後同様の、感染力は強いが病状の程度はそれほど重くないインフルエンザが発生した場合の対応に万全を期するため、新たな臨時の予防接種の実施方法を定めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、本法律の法律番号及び略称中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める修正が行われております。

委員会におきましては、予防接種法の抜本改正に向けた取組、国内におけるワクチンの生産体制の強化、新型インフルエンザワクチンの優先接種の在り方、予防接種による健康被害の防止対策等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十九
賛成　二百二十九
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

―――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

―――――

○議長（西岡武夫君）　これにて休憩いたします。

午前十時二十五分休憩

◇

午後三時二十一分開議

○議長（西岡武夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第四　国務大臣の演説に関する件を議題といたします。

財務大臣から財政について発言を求められております。これより発言を許します。財務大臣野田佳彦君。

〔国務大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田佳彦君）　今般、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、必要な財政措置を盛り込んだ平成二十三年度第二次補正予算を提出することといたしました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要を御説明申し上げます。

甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から四か月が経過しました。全会一致で御賛同いただいた平成二十三年度第一次補正予算に盛り込まれた事業を迅速かつ着実に実施し、被災地域の早期復旧に引き続き全力を挙げていきます。被災された多くの方々の生活は今なお厳しい状況にあり、喫緊の課題として、その再建を力強く支援してまいります。さらに、先般、東日本大震災復興対策本部を立ち上げ、東日本大震災復興構想会議からいただいた提言を基に、本格復興に向けた施策の具体化について検討を進めております。政府としては、引き続き、間断なく迅速に復旧から復興へと取り組んでまいります。

また、原子力災害は今なお継続しており、多くの方々が避難を続けられております。一刻も早く事態を収束させるべく、国の総力を挙げて対応していくこととしております。

今国会に提出をいたしました平成二十三年度第二次補正予算の大要について御説明申し上げます。

まず、歳出面において、一兆九千九百八十八億円を計上し、その内訳は、原子力損害賠償法等関係経費二千七百五十四億円、被災者支援関係経費三千七百七十四億円、東日本大震災復興対策本部運営経費五億円、東日本大震災復旧・復興予備費八千億円、地方交付税交付金五千四百五十五億円となっております。

また、歳入面においては、追加の国債を発行せず、前年度剰余金受入れ一兆九千九百八十八億円を計上しております。

これらの結果、平成二十三年度一般会計第二次補正後予算の総額は、一般会計第一次補正後予算に対し歳入歳出とも一兆九千九百八十八億円増加し、九十四兆七千百五十五億円となっております。

関連して、特別会計予算についても所要の補正を行うこととしております。

以上、平成二十三年度第二次補正予算の大要について御説明いたしました。

被災地域の一刻も早い復旧のため、何とぞ、関連法案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　ただいまの演説に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。松村龍二君。

〔松村龍二君登壇、拍手〕

○松村龍二君　自由民主党の松村龍二であります。

私は、ただいま御提出のありました平成二十三年度第二次補正予算につきまして、自由民主党を代表して、菅総理に質問いたします。

私は福井県出身で、小学生のときには、死者、不明者三千七百人余りを出した昭和二十三年の福井地震を経験いたしております。そのため、震災の恐ろしさについては、子供のころより強い思いを持っておりました。

そして、平成七年、阪神・淡路大震災の年に国会議員になったのでありますが、その一月、大震災のときはまだ議員になる前でございましたが、現地を見なければならないという思いで神戸を訪れまして、地震で潰れた家やビル、破壊された港湾や道路等の様子を目の当たりにし、大きなショックを受けたのであります。

そのとき、震災からの復興のためには、まず被災者に対する素早い対応が何よりも大事であること、そして、インフラなどの復旧・復興と人的、物的な被害に対する対策を、政府、地方、国民が心を一つにして、力の出し惜しみをすることなくとことん行うことが必要であるということを痛感したのであります。

ところが、今回の東日本大震災に対する菅政権の対応は、何度も言われたことではありますが、余りにもツーレート・ツーリトルであります。ツーリトル・ツーレート、もうどっちを先にしてもいいんですけれども、まさにもうツーリトル・ツーレートの言葉に尽きるわけでございます。

まず、震災の発生から一次補正まで四十九日、今回の二次補正に至っては四か月以上というタイミングは、阪神・淡路大震災に比べても余りにも遅過ぎます。菅政権の意思決定は決定に逡巡があり、また混乱があるということで、復旧・復興を妨げていると言っても過言ではありません。

義援金の配分、仮設住宅への入居、被災自治体の支援、瓦れきの撤去、ヘドロの除去、病院や学校の復旧、被災事業者の再建、原発被害者に対する仮払い等の補償など、緊急に求められる対策がどれ一つ取っても十分に進んではおりません。総理には被災地の現状や人の命の大切さが見えているとは思えないのであります。

このような状況で、この二兆円に満たない二次補正ではとても足りるものではありません。自由民主党では、本格的な復旧・復興のため、十七兆円の二次補正案を提言いたしております。被災者の生活再建に三・八兆円、被災自治体等の支援に二・三兆円、災害に強い国土づくりに三兆円といった内容であります。その観点からは、今回の二次補正は全く不十分と言わざるを得ません。

そこで、御質問させていただきますが、まず総理に、二重ローン対策を含む中小企業支援について伺います。

二次補正の七百七十四億円という金額は十分だとお考えでしょうか。この予算額の算定根拠とともにお答えください。また、内容的にも、実際に既存のローンが消えるような内容ではありませんが、これで事業者が本当に二重ローンから解放されるとなぜ言えるのか、お教えいただきたいと思います。

二つ目に、被災自治体に対する交付金について伺います。

まず、五千四百五十五億円という金額は、これで十分だとお考えでしょうか。これも算定根拠とともにお答えください。また、これは全額を地方が自由に使えると理解してよいのでしょうか、お答えください。

三つ目に、被災者の生活再建支援金は国の負担を八割に引き上げるとしておりますが、これは全て国が責任を持つべきだというふうに自民党は主張いたしております。中途半端に国の負担を八割とする理由をお答えください。また、この制度は、最大三百万円、家を失っても三百万円しか補助できないわけでありまして、この程度の支援金の上乗せをするお考えはないのか、お答えください。

この二次補正にも表れていますが、菅政権の震災対応には地方を大切にするという姿勢が見えません。地方主権を声高に叫ぶ政党を与党とする政党であるにかかわらず、地方を大切にするという姿勢が見えないのであります。さきの全国知事会でも、国の姿勢に対する強い批判の声が上がりました。復興担当大臣の九日余りの交代劇、現地対策本部を国の出先とし副大臣や政務官を派遣するといった在り方も、結果的には同じ地方無視の形になっております。菅総理には、地方の自主的な力を利用するという視点が抜け落ちているのではないでしょうか。

そこで、総理に伺いますが、これらの予算を作成するに当たり、被災者、被災企業や被災自治体の意見をどのように聞き、どのように反映したのでしょうか、お答えください。

また、今回の二次補正は、そもそも一次補正の延長であり、単なる応急措置にすぎません。本格的な復興ビジョンに基づいた予算は全く含まれていないのです。住民の高台移転といった災害に強いまちづくりや交通インフラの整備、防災研究の強化といった災害に強い国土づくりを実現するため、本格的な復興予算はいまだに青写真すらありません。これは政府の怠慢であります。

政府の復興構想会議は六月に提言をまとめていますが、その提言は今回の予算には反映されていません。その理由は何か、総理の見解を伺います。

復興のビジョンとしては、今回の被災地の復興はもちろんのこと、将来の災害に備えた国土全体のビジョンも描いておく必要があります。例えば今回の震災でも、震災発生当初、石油がないという悲鳴が聞こえたわけでありますが、太平洋側の物流がストップしましたが、日本海側の物流ルートが機能したおかげで、早い段階で被災地への物資の輸送が可能になりました。

このように、災害に強い国土づくりという観点からは、日本全体で、太平洋側のみならず、日本海側の道路や鉄道、中でも建設途上ではありますが、新幹線、私の立場からすれば北陸新幹線と言いたいところでありますが、交通網を強化し、複数の国土軸を形成して災害時の代替ルートを確保するという視点が必要ではないでしょうか。この点について、総理の見解をお伺いします。

政府の怠慢という点では、いまだ収束が見えない原発事故への対応も目に余るものがあります。

福島第一原発事故への対応のみならず、再稼働をめぐる安全宣言やその後のストレステストの指示など、政府の方針が二転三転したことで、菅政権は原発立地地域からの信頼を完全に失っております。私の地元であります福井県も、十四基という多くの原発を抱えており、他人事ではありません。

先日示された統一見解も、何を検査するのか、どのような判断基準になるのか、中身が全く見えません。政府の考えが曖昧だと地元は不安になるのです。総理、これ以上立地地域を振り回すのはやめてください。地元の理解を得ようと思うなら、もっと真摯な姿勢で臨むべきであります。

総理に伺いますが、これまでの政府の原発立地地域に対する姿勢をどのようにお考えですか。また、今後どのような姿勢で立地地域と向き合うおつもりか、所見をお聞かせください。

また、政府がこれまで示している対策は、電源車の確保などの短期対策と津波対策だけに偏っておりまして、地震対策や高経年化プラントの対策はいまだ不十分であります。古くなった原発が良いのか悪いのか、なぜ悪いのかといったことについて政府は何ら指摘をしていないわけであります。

総理は五月の会見で、浜岡原発について文部科学省の機関が、今後三十年以内にマグニチュード八程度の地震が起こる確率が八七％であり、事故が発生した場合には日本社会全体に甚大な影響を与えると評価していることを停止の理由に掲げました。

しかし、同じ文部科学省が、三十年以内に震度六以上の地震が起きる確率について福島第一原発はゼロ％と評価していたのであります。実際にはこの評価は全く当たらず、巨大地震と津波の被害が起こりました。このような信憑性のない評価に基づいて他の原発は大丈夫と言われても、全く信用できないのであります。

今回のような巨大地震が起きたことで日本列島全体の地殻が不安定になっており、以前よりも地震が起きやすくなっているということを指摘する学者等もございます。これまでの評価方法ではなく、より詳細な調査分析を行う必要があります。

そこで、総理に伺います。まず、今回の大震災の影響もあり、日本列島の地震活動が不安定期に入っているとお考えか否か。私自身も、あのような大津波が起きるということは想像もしなかったところでございます。総理大臣自身の、地震活動が不安定期に入っているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。これまでの地震に関する確率評価を全面的に見直す必要があるとお考えか否か、お聞かせください。

また、今後、原発立地地域における地震、津波の調査分析を重点的に行う予定があるのか、また、行う場合、具体的にどのような内容、スケジュールで行うことになるのか、お答えください。

原発事故に関しては、福島のみならず、茨城、千葉、静岡など幅広い地域で放射性物質による汚染被害や風評被害が発生しております。これらの地域の農業者、漁業者の方々の苦しみは毎日のテ

レビ等で国民に知らされているところでありますが、まさに塗炭の苦しみを味わっているわけであります。

最近も、牛肉から基準値を超える放射性セシウムが検出され、大きな問題となっています。政府は全頭検査も検討しているようですが、検査機器や検査体制が間に合うのかどうか明確ではありません。

総理に伺いますが、肉用牛の全頭検査は可能なのでしょうか。可能な場合、そのコストは誰が負担するのでしょうか。まさか地元が負担するわけではないと思いますが、国が負担することとはっきりお答えください。さらに、肉用牛以外についても全頭検査を行うことを検討しているか、お答えください。

原発事故への対応は、今後の我が国のエネルギー政策自体にも大きくかかわります。総理は先日の記者会見で、原発に依存しない社会を目指すとおっしゃいました。また、自ら決定したエネルギー基本計画で掲げた、原子力発電の比率を五三％にするという目標を白紙に戻して考えるという国会答弁もされました。

そこで、総理に伺います。脱原発依存は総理個人のお考えなのか、思い付きなのか、政府の統一見解なのか、どちらでしょうか。また、脱原発依存とは原子力発電について将来的にゼロにするということなのか、あるいはゼロではなく、縮小しつつも存続させるということなのか、明確な方針をお示しください。

さらに、原子力発電を減らした分を自然エネルギーだけで賄えるというお考えですか。そうだとすれば、その根拠をお示しください。そうでないとすれば、どのような手段でそれを達成するのか、お考えをお聞かせください。

エネルギー政策については、将来の姿を議論することと並んで、現在の深刻な電力不足をどう脱していくかも重要な課題であります。

そこで、総理に伺います。現在、電力使用制限令の発動を始め、様々な節電に対する措置が行われていますが、こうした努力によって今年の夏は計画停電を行わずに乗り切れるとお考えか否か、見解を伺います。

また、現在のように、民間企業に節電を強いるような状態が続けば、企業が海外に流出するおそれも強まります。この点についてどのような対策を講じるおつもりか。景気回復の問題が我々の第一関心でありますように、この点についてお答えいただきたいと思います。

最後に、原子力の規制体制についてもお伺いします。

仮に、脱原発依存という総理のお考え方に沿った政策を進めるにしても、少なくとも当分の間は原子力が存続することになります。

政府は、原子力安全・保安院を経済産業省から分離する考えを示しております。私も、現在の原子力安全・保安院の体制は十分ではないと考えます。アメリカの原子力規制委員会、ＮＲＣは三千人以上の人員を擁し、独立した権限を持っています。一方、我が国の場合、原子力安全委員会と原子力安全・保安院を合わせても定員数百名で、十分な権限もありません。

そこで、総理にお伺いします。我が国の原子力安全規制体制はどうあるべきか、特にアメリカのＮＲＣのような体制をつくるべきか、お聞かせください。

総理は、先日、第三次補正予算の準備に入るよう指示したとされます。なぜ、もう辞めると表明している総理が予算編成を指示するのでしょうか。総理の延命策以外の何物でもないというふうに思えてなりません。

思い付きで物事を進める菅総理の下で、意思統一もできない内閣が第三次補正予算を編成したところで、被災地の実態には沿わない、そしてまたツーリトル・ツーレートなものになることは火を見るよりも明らかです。

もうこれ以上、被災地や原発立地地域を無用に混乱させ、疲弊させるだけの菅政権に我慢はできません。原発の存続については、立地地域にも様々な意見があります。しかし、菅政権の存続については、存続するべきではないという意見で一致していると確信いたしております。

私は、第三次補正予算は新たな総理の下で編成、実施すべきであり、それが復興にとって最善の策であることを強く主張いたします。そのためにも、菅総理の一刻も早い退陣を求めるものであります。

今日の世論調査で、菅内閣は一二・五％まで落ちておるということでございます。一桁に落ちないうちに是非見事な出処進退を見せていただくことを申し上げて、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（菅直人君）　松村龍二議員にお答えを申し上げます。

まず、二重債務の問題についての御質問です。

二重債務問題については、六月十七日に決定した政府の対応方針に基づき、現在具体的な支援策について準備を進めており、第二次補正予算案においても七百七十四億円の予算措置を盛り込んだところであります。

具体的には、まず第一として、事業再生等の相談に幅広く対応できるワンストップ窓口として機能するよう中小企業再生支援協議会の体制を抜本的に拡充する。第二に、債権買取り等を行う新たな機構の設立のための経費を補助する。第三に、旧債務の利子負担が再建を妨げることがないよう再生企業に対する利子補給を行う。第四に、二重債務をできる限り負わず再出発可能な事業環境を整備すべく、施設復旧や仮設店舗等の整備を支援するなどの措置を講じることといたしております。

本予算額については、被災企業の債務残高、事業や被災の状況等を基に算定しております。これらの予算に基づく対策を総合的に講じることによって、被災地における二重債務問題にしっかりと取り組むことができると、このように考えております。

次に、地方交付税増額の算定根拠及びその使途についての御質問をいただきました。

今回の補正予算における地方交付税五千四百五十五億円は、平成二十二年度の国税五税の決算に伴う剰余金を基に、地方交付税法に定めるルールに従って算出したものであります。今回の交付税の増五千四百五十五億円については、地方交付税法に基づき約九百億円を普通交付税として配分し、残余の約四千六百億円については特別交付税として一次補正において増額した一千二百億円と合わせて被災自治体等の財政需要に適切に対処してまいる所存であります。いずれにせよ、地方交付税は使途の制限がなく、その全額を地方が自由に使えるものであります。

次に、被災者生活再建支援金について御質問いただきました。

被災者生活再建支援制度は全国の都道府県が相互扶助の観点から基金を拠出して運営している制度で、基金から支給される支援金の二分の一を国が補助するものであります。東日本大震災については、都道府県の相互扶助に基づき支援金が支給されるというこの制度の趣旨を踏まえつつ、同時に住宅被害の甚大さに鑑み、東日本大震災に限った特例措置として、国の補助率を二分の一から八割に引き上げることといたしたものであります。

今後とも、今般の被害の甚大さを踏まえ、震災により住居を失った方に対して十分支援が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、被災地域の意見反映に関する御質問をいただきました。

二重債務問題については、中小企業庁が中心となって、被災県、地域金融機関から成る準備委員会を設けるなどして制度の詳細設計について議論をし、中小企業再生支援協議会の体制強化や新たな機構の設立支援などに必要な予算を二次補正予算に計上いたしました。また、仮設工場、仮設店舗等の整備や中小企業等のグループの施設復旧整備の事業についても、被災自治体と連携しつつ、被災地域の中小企業のニーズを踏まえて予算を作成いたしました。

今回の補正予算における地方交付税五千四百五十五億円については、平成二十二年度の国税五税の決算に伴う剰余金を基に、地方交付税法に定めるルールに従って算出したものであります。被災者生活再建支援金の補助率については、五月二十六日付けの全国知事会からの要望を受けて全国知事会と協議を行い、六月二十九日に今般の東日本大震災に限った特例措置として、既に支給をした支援金を含め、補助率を現行五〇％から八〇％に引き上げることで全国知事会との調整を終えたところであります。

以上のとおり、被災地支援のため必要な予算については、現地の声をしっかり聞いた上で措置しているところであります。

次に、補正予算と復興構想会議の提言の関係についての御質問をいただきました。

二次補正予算案は、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、本格的な復興予算に先立つものとして六月十四日に編成の指示を出し、本日提出に至ったものであります。

一方、編成指示後の六月二十五日に取りまとめられた復興構想会議の提言については、それを七月中に具体化すべく、現在、基本方針策定に向けて政府として作業中であり、予算に反映されるのは三次補正以降になるものと考えております。

次に、今後の立地地域との向かい合い方に関する御質問をいただきました。

原子力の安全規制については、今回の原発事故発生に伴い六月七日に行ったＩＡＥＡへの報告書においても指摘したとおり、原子力安全・保安院を原発推進を担う経済産業省から独立させ、原子力安全委員会も含めて安全規制行政の見直しを進めていく必要があると考えております。

こうした観点から、原子力発電所の再稼働に関しても、現行法令に基づく原子力安全・保安院による安全性の確認だけでは国民、住民の方々の十分な理解が得られているとは言い難いことから、原子力安全委員会が関与する形で新たな安全性確認のルール作りを進める必要があると考え、関係閣僚に指示を行ったものであります。

こうした状況を踏まえ、政府においては、欧州諸国で行われることとなったストレステストを参考に、原子力安全委員会も関与する中で、新たな手続、ルールに基づく総合的な安全評価を実施する方針を取りまとめたところであります。

そうした中で、私からのいろいろな指示が遅れるなどにより関係方面に大変御迷惑を掛けたことは申し訳なく、関係者の方におわびを申し上げます。今後、立地地域の自治体等の皆さんに新たな安全評価の趣旨や内容について丁寧に説明し、理解と信頼を得てまいりたいと考えております。

次に、地震活動と地震確率及び原発立地地域における地震、津波調査について御質問をいただきました。

文部科学省の地震調査研究推進本部が本年五月に公表した地震活動の評価によれば、余震域では活発な地震活動が見られる、東北地方から関東・中部地方の内陸においては、依然としてまとまった地震活動が見られている地域があると評価しております。

また、同本部では、今回のような多くの領域が連動して発生する巨大地震については、過去のデータに基づいて予測する従来の方法では評価ができなかったことを受けて、領域間の連動を考慮するなどの新たな評価方法の検討を行うこととしており、政府としては、今後、より精度の高い地震予測に努めてまいりたいと考えております。

次に、肉用牛の全頭検査と費用負担についての御質問をいただきました。

福島県の肉用牛の全頭検査については、現在、農林水産省、厚生労働省及び福島県において、その費用負担も含めて協議中であり、適切に対応してまいりたいと思います。

なお、乳用牛については、原乳段階で検査するとともに、肉用として出荷される際には肉用牛と同じ扱いになるものと考えております。

次に、脱原発依存に関する御質問をいただきました。

一昨日の記者会見においては、原発事故の発生を踏まえ、エネルギー基本計画の見直しや再生可能エネルギー導入の抜本拡大などのエネルギー政策に関する検討が順次進んでいる中で、私自身の

考え方として、私としては、これからの日本の原子力政策として、原発に依存しない社会を目指すべきと考えるに至った、つまり、計画的、段階的に原発依存度を下げ、将来は原発がなくてもきちんとやっていける社会を実現していくと申し上げたものであります。

　政府としては、更なる安全性の確保を大前提に、原発への依存度を段階的に下げていくこととしております。これを進めるに当たり、再生可能エネルギーの割合を大幅に高めるとともに、省エネルギーを推進し、我が国のエネルギー需要の構造改革を進める必要があります。あわせて、化石燃料の効率的利用も行う必要があります。

　再生可能エネルギーについては、二〇二〇年代のできるだけ早い時期に発電電力量の二〇％とする目標の実現に向けて、固定価格買取り制度、革新的技術の開発及び普及、規制緩和などの政策を総動員して、政府全体で連携して目標達成に全力を挙げてまいります。

　現在、国会に提出している固定価格買取り制度を創設するための電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、再生可能エネルギー特措法案について、是非とも早期に国会において御審議をいただき、成立をお願いいたしたいと思います。

　電力需給に関する質問をいただきました。

　必要な電力供給については、国民や企業の理解、協力を得て、政府として責任を持って対応してまいります。この夏については、基本的に発電所の復旧、自家発等の活用と需要家の節電への協力を得て、計画停電を行うことなく対応可能と考えております。

　国内の電力コストの上昇等による国内企業の産業競争力の低下や海外移転を招かないよう、産業競争力の観点からのエネルギー政策の推進や国内立地支援など、我が国の競争力強化に向けた施策を幅広く検討してまいります。

　最後に、我が国の原子力安全規制体制に関する御質問をいただきました。

　今回の原発事故を受けて、これまでの原子力安全行政が不十分であったことを痛感をいたしております。先般、ＩＡＥＡに提出した報告書に記述したとおり、原子力安全・保安院の経済産業省からの独立を含めた責任体制の明確化等を図ることが重要だと考えております。この点については、細野大臣に検討を指示しているところであります。米国のＮＲＣなども参考にしながら、推進と分離された規制機関の在り方を検討しているところであります。

　今後、事故調査・検証委員会による事故原因の徹底的な検証結果と提言も踏まえつつ、安全確保の在り方について抜本的な見直しを行い、他国に比べても遜色のない高度な安全性を担保する制度を目指してまいりたいと思います。

　以上、答弁とさせていただきます。（拍手）

○**議長（西岡武夫君）**　松あきら君。

〔松あきら君登壇、拍手〕

○**松あきら君**　公明党の松あきらでございます。

　公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十三年度第二次補正予算案について質問をいたします。

　私は今、じくじたる思いでこの場に立っております。なぜならば、本来、第二次補正予算は、本格的な復興のために与野党が協力をして、十兆円を超える大胆な復旧・復興のための予算を編成するのではなかったのですか。

　それを総理、ひとえにあなたの延命のために、こんなに少額な中途半端な予算案を審議する。これで政治が責任を果たしていると言えるのでしょうか。第一次補正予算の執行状況は予算額の四割です。このまま行けば本格的な三次補正の成立は秋となり、その執行は早くて年末、雪の降るころになるのは間違いありません。

　被災地の苦しみ、被災者の悲しみを踏みにじる菅総理のやり方です。あなたは人間としてやってはいけないことをやってしまった。あなたの退陣なくして日本の復旧・復興はあり得ない。

　さて、民主党政権は、政治主導による官僚主義の打破を強調してまいりました。しかし、問題は、その中身なのです。

　官僚主義の弊害は、省益を優先し、不透明な形で政策を決定、実行する裁量行政であります。もし総理が、政治主導で全て自分が決めるとおっしゃるのであれば、それは大きな間違いです。日本は民主国家、法治国家です。したがって、国会で議論を行い、法律を制定する。官僚は、そうした法律に従って政策を実行する。これが正しい政治主導なのであります。

　しかし、あなた方のやり方は全く正反対でありました、総理。まずは、震災後、法律に基づかない対策本部を多数乱立させ、震災への対応を迷走させた。中部電力に対しては、法律に基づくことなく、何ら議論せずに、突然浜岡原発の停止を要請した。金融機関に対しても、何ら法律に基づかずに、東京電力への債権放棄を要求した。さらに、東京電力の賠償問題では、十分な議論を行わずに、国の責任を明確にしないまま、一方的に原賠法の免責規定の不適用を宣言した。さらには、法律に規定がない特定避難勧奨地点なるものを一方的に指定し、被災地の皆様にいたずらに不安と混乱に陥れた。

　総理、こうした一連の対応に確固たる法的根拠があるのなら、是非お示しをいただきたい。

　さて、公明党は先月、政府に対して二十一項目にわたる第二次補正予算案に関する提言を行いました。その中で、例えば、校庭の除染対策や校舎の防暑対策、フィルムバッジの配布による子供の線量検査と健康調査、福島県外での林間学校など、子供の健康を守る対策が我が党の提案どおりに第二次補正予算に盛り込まれたことは率直に評価をいたします。

　是非、夏休み中の実施と完了を強く求めます。加えて、公園や通学路、ホットスポットなどの除染作業も急いでいただきたい。

　また、福島市内の子供の尿検査を行ったフランスの研究機関が、検査した全ての子供の尿から放射性セシウムが検出されたと発表しました。私どもはこれまで、希望する県民や子供などに対して内部被曝調査を実施すべきであると訴えてまいり

ましたが、図らずも海外の研究機関による検査結果に、政府に対する不信感は増すばかりであります。

総理、内部被曝医療対策の強化に速やかに取り組むべきではありませんか。御見解をお伺いいたします。

ところで、総理、特定避難勧奨地点とは一体何ですか。何度説明を聞いてもよく分からない。結局、安全だけれど念のためというただし書が付き、すなわち、避難地点は指定した、しかし責任はありませんという総理の無責任な政治姿勢の象徴のような取組ではないですか。避難指示をするならば、同時に国の支援策を示すのが筋でしょう。

このような無責任な指定を受けた地域では、不安と不満が噴出している。関係自治体は、独自に市内全域にわたり学校、道路、山林、住宅地などの除染作業の実施を決めております。こうした取組に対し、国が全額負担をして責任も取ることは当然だと思いますが、いかがでしょうか。

避難所での熱中症対策はどうなっているのか。いまだに二万人の方が生活をしております。少なくとも梅雨明け前までには万全を期すべきでしょう。

仮設住宅もひどい。雨漏りはする、虫は湧く、立て付けは悪い、挙げ句の果てに床と壁の間に大きなすき間まである。単に建てればいいわけじゃない。欠陥住宅などもってのほかです。

総理、この状況をどうお考えか、お聞かせください。

大震災によるいわゆる二重ローン問題に対し、政府案では、事業者向け債権については、中小企業基盤整備機構などの出資による機構を設立し、債権買取り等を行うようですが、その規模は千五百から二千億程度と聞いております。まず、この程度の金額で対策として十分であるとお考えになった具体的根拠をデータを示してお聞かせください。

また、被災された個人の住宅ローンの支援については、個人向けの私的整理ガイドラインの策定の推進等を考えているようです。ガイドラインの策定の推進自体に異論はありませんが、対応策としてそれだけで十分ということなのか、ほかにどのような対応を取るおつもりか、総理、具体的に示していただきたい。

電力不足に備えるため、政府は、東京電力、東北電力管内の大口需要家に対し、三十七年ぶりとなる電力使用制限令を発動いたしました。

このような中、先日、塩竈でかまぼこ製造の組合から節電に対する切実な訴えをお聞きしました。地震や津波の影響で、ただでさえ困難な状況の中で、何とか踏ん張っているにもかかわらず、今度は節電にまで努めなければならない。このままでは事業の継続そのものができなくなる。こうした状況が、かまぼこ製造に限らず各地で発生しているのです。

被災地は、日本のサプライチェーンに係る主要企業の工場が多数立地をしている地域でもあります。こうした企業や地域に対しては、電力削減の緩和や何らかの支援を講ずるべきではないでしょうか。海江田大臣、心のある政治主導の答弁を求めます。

私たち公明党は、再生可能エネルギーの推進には大賛成です。しかし総理、あなたは、三か月以上もたなざらしにしておきながら、辞任要求の声が強くなった途端、固定価格買取り制度に意欲を示した。どうしても政治的意図を感じてしまう。まさか、まさか延命のためではないですよね。

その上、一昨日発表した脱原発。閣内や党内からは、首相の遠い将来の希望、党に全く相談がなかった、実現する手段がないのに願望を語っては駄目だなど、批判が相次いでおります。

エネルギー政策は国の根幹であります。それが、閣内すらまとまらないで、どうやって国民の納得を得ながら制度を運用するというのですか。パフォーマンスと言われてもこれは仕方がない。総理、どのようにお考えなのでしょうか。

電力の買取り価格や期間など、言わば制度の根幹ともいうべき重要事項を経済産業大臣が全て決定できることになっている。これこそ裁量行政ではないですか。

その買取り費用は、電気料金による国民負担であり、太陽光パネルを設置できない家庭にしわ寄せが行くおそれがある。その上、原発事故の賠償や火力発電の増加により、電気料金上乗せも想像できます。震災により疲弊した経済界への影響も考えなければならない。総理は、被災者を始め全国民に対し、二重の、二重、三重の三重です、三重の電気料金値上げを受け入れろと言うのですか。

こうした多くの課題を克服し、国民に納得していただけるよう、修正も含めて徹底的に議論すべきであります。

総理の真摯な答弁を期待して、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（菅直人君）　松あきら議員にお答えを申し上げます。

原発対応の法的根拠に関する御質問をいただきました。

今般の震災対応としては、震災当日に災害対策本部と原子力災害対策本部を設置いたしましたが、これらは災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法によって本部の設立を義務付けられているものであります。また、先月には、復興基本法に基づいて復興対策本部を設置したところであり、これもこの法律によって義務付けられているものであります。

このように、震災対応のための本部は法律に基づくものであり、それ以外の組織は、これらの法律に基づく本部の下に置かれた実施のためのチームであります。

中部電力に対する浜岡原発停止の要請については、三十年以内にマグニチュード八程度の想定東海地震が発生する可能性が八七％と評価されており、地震発生に伴う大規模な津波襲来の切迫性等を踏まえ、国民の安心、安全のため要請を行ったものであります。

金融機関への東京電力の債権放棄要求については、東京電力及び様々なステークホルダーがそれ

ぞれ民間の立場で判断されることと考えており、政府として債権放棄を求めていることではありません。

原子力損害賠償法の免責規定においての御質問もありましたが、昭和三十六年の国会審議において、人類の予想していないような大きなもの、全く想像を絶するような事態に適用するものと説明されており、こうした法律の成立過程や経緯に沿って、東京電力が免責の対象とは今回の事故ではならないと判断したものであります。

特定避難勧奨地点は、一方的な指示ではなく、県や市町村との十分な協議の上で設定しており、安全よりも安心の観点から、生活の仕方等に関する注意喚起や、避難を希望する方々への支援表明など、原子力災害対策特別措置法に基づく行政的な対応として行っているものであります。

次に、放射線から子供の健康を守る対策についての御質問をいただきました。

御指摘のとおり、校庭、公園、通学路等の除染は一刻も早く進める必要があると考えております。また、御指摘のフランスの研究所による福島の子供の尿検査の結果など、福島県民の皆様には、現在及び将来の健康について大きな不安を抱かれており、短期的な健康管理のみならず、中長期的な健康管理を行うことが重要であると考えております。

そのため、今般の第二次補正予算案において、除染や学校の空調設備の整備、尿やホール・ボディー・カウンターによる内部被曝に関する検査も含め、子供を始め住民の健康を確保するために必要な事業を中長期的に実施するための基金を計上し、全面的に福島県を支援することといたしております。

政府としては、このような対策を一日も早く実行に移し、地元自治体における取組が早急に進むよう支援する必要があると考えており、本補正予算案を是非とも早期に成立させていただきたいと思います。

次に、関係自治体の除染作業の取組に対する国の支援について御質問をいただきました。

避難区域の外で地域的な広がりは見られないものの、事故発生後一年間の積算線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点が相当数存在しております。こうした地点を県や市町村と十分に協議した上で特定避難勧奨地点に設定をし、居住する住民に対して注意を喚起するとともに避難を支援しているところであります。

平成二十三年度第二次補正予算案では、福島県からの要望も踏まえ、県内全域の市町村等が実施する公園や通学路等の線量低減事業に対して財政支援を行うこととといたしております。政府としては、地元のニーズも踏まえながら、関係府省が一丸となって除染の取組に関して真正面から取り組んでまいりたいと考えております。

避難所の熱中症対策、仮設住宅についての御質問をいただきました。

避難所での熱中症予防については、空調設備の設置や小まめな水分補給などの具体的な対策例をお示しするとともに、保健師等が避難所を巡回して助言を実施をしていただいております。また、空調設備の設置が難しい場合にはホテルや旅館を一時的に活用するなど、更なる対策が講じられるよう全力で支援してまいっております。

応急仮設住宅において生じた不具合については施工した業者により速やかに補修を実施するとともに、今後生ずる不具合についても連絡窓口を設置し、迅速かつ適切に対応することといたしております。

引き続き、被災者の方々が健やかに生活できる環境づくりに万全を期したいと考えております。

次に、二重債務問題に関する質問をいただきました。

二重債務問題に対する政府方針を踏まえ、現在、設立に向けて準備を進めている新たな機構が行う支援は、債権買取りのほか、出融資等の手段を被災事業者の実情に合わせて用いていくことになります。このため、この機構において買い取るべき債権がどの程度の規模になるかについては、被災県ごとの状況にも左右されるものと考えております。その中で、債権買取りの資金については、民間金融機関の被災中小企業に対する債権残高は最大で一兆四千億円に上るものとの試算や、約定返済停止を実施している債権額が二千五百億円との試算等を勘案しつつ想定していくことが適正であると考えております。

次に、被災者個人の住宅ローンの支援については、個人向け私的整理ガイドラインの策定の推進以外に、平成二十三年度第一次補正予算において、自力で住宅を確保することが困難な方に対しては災害公営住宅の供給を支援する、自力で住宅を再建しようとする方に対しては住宅金融支援機構の災害復興住宅融資についての金利引下げ、当初五年間はゼロ％などを措置しているところであります。

次に、エネルギー政策の見解に関する御質問をいただきました。

一昨日の記者会見においては、原発事故の発生を踏まえてエネルギー基本計画の見直しや再生可能エネルギー導入の抜本拡大などのエネルギー政策に関する検討が順次進んでいる中で、私自身の考え方として、私としては、これからの日本の原子力政策として原発に依存しない社会を目指すべきと考えるに至った、つまり、計画的、段階的に原発依存度を下げ、将来は原発がなくてもきちんとやっていける社会の実現を目指していくことを申し上げたものであります。政府としては、更なる安全性の確保を大前提に原発への依存度を段階的に下げていくことといたしております。

最後に、再生可能エネルギー特措法案について御質問をいただきました。

再生可能エネルギー特措法案に基づく買取り価格や買取り期間については、条文の規定内容に沿って決定する上、審議会の意見やパブリックコメント等も経ることなどから、不透明な裁量行政には当たらないと考えております。再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図るため固定価格買取り制度を導入する必要があると考え、同法案を提出いたしました。

公明党におかれましても、二〇一〇年マニフェストにおいてこの固定価格買取り制度の創設を公

約されているものと認識をいたしております。

同法案による国民負担が過重になり、日本経済に影響を及ぼすことがないように、制度全体の負担総額を軽減、限定するような工夫を講じることといたしております。

残余の質問は関係大臣にお答えをさせていただきます。（拍手）

〔国務大臣海江田万里君登壇、拍手〕

○国務大臣（海江田万里君）　松あきら議員にお答えをいたします。

まず、松議員には、いつも経済産業委員会などで貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。感謝を申し上げます。その上で、被災地の企業等に対する電力削減の緩和や支援に関する御質問をちょうだいいたしました。

電気事業法第二十七条に基づく電力使用制限については、東北電力、東京電力管内の大口需要家の方々を対象に、原則として昨年夏の使用最大電力の一五％削減をお願いをしております。その際、被災地域の一刻も早い復旧・復興を図る観点から、まず被災地の地方公共団体の庁舎や鉄道設備、それから災害廃棄物の処理施設、次に被災者を五名以上雇用する被災地に立地する企業等に対して大幅な制限緩和措置を講じております。これは、もう松議員はつとに御案内のことだと思います。

また、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域等に所在する事業者や避難所への適用も除外をしております。さらに、複数の事業所で共同して一五％の削減に取り組む共同使用制限スキームを講じております。

そして、心のこもった答弁をということでございますが、私は、真理は細部に宿ると思っています。具体的な事例が大変大切でございます。松議員は現地を回って具体的な事例をしっかりと聞かれてきたということでございますから、これはそうした具体的な事例があれば、今お話をしたような柔軟措置の活用などについてもアドバイスができようかと思います。御相談をいただければ幸いでございます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　柴田巧君。

〔柴田巧君登壇、拍手〕

○柴田巧君　みんなの党の柴田巧です。

私は、みんなの党を代表して、平成二十三年度第二次補正予算案について質問をいたします。

東日本大震災の発生から早いもので既に四か月余りが経過をいたしましたが、いまだ十万人近い人たちが不自由な避難生活を余儀なくされるなど、大きな困難に直面したままです。

私たちみんなの党は、かねてから早期に三十兆円規模の本格的な補正予算を編成すべきであると主張してきたところであります。

しかし、第一次補正予算の規模は四兆円にとどまり、第二次補正予算案についても、その提出は極めて遅く、しかも財政規模二兆円にも満たないという非常に小規模なものであります。

というのも、先月、総理が唐突に小規模予算の編成を指示したからにほかならず、したがって、この二次補正は全体的に急ごしらえで付け焼き刃的な印象が拭えません。加えて、予算の大半は、必要な事業費の積み上げではなくて、被災地の皆さんが期待している金額、中身とは程遠いものと言わざるを得ません。

そこで、まず、今回の補正予算案がなぜこのタイミングで、しかも二兆円弱という小規模なものになったのか、菅総理にお伺いをいたします。

さらに、この予算案の中身にも幾つもの問題点、疑問点があります。

約二兆円の歳出額のうち、最も大きな割合を占めているのが使途を限定しない復旧・復興予備費の創設に充てる経費で、およそ八千億円です。

しかし、言うまでもなく、この予備費は現段階では具体的な使い道が決まっていない経費であり、なぜ八千億円もの金額を政府内で留保するような予算を編成したんでしょうか。

やはり菅総理の延命という目標がまずあって、拙速に予算編成を行った結果、被災者が真に必要としている歳出項目を整理できなかったというのが実態ではありませんか。

そこで、支出項目が決まっている震災対策費がかくも少額にとどまった理由は何か、また、このような補正予算により実際どの程度の政策効果が期待できるのか、総理にお伺いをいたします。

そもそも予備費というものは、その使途について国会の事前の議決を必要とせず、事後承諾で足りるという点で、財政処理の国会事前議決原則の例外となっているものであります。

なぜこのような例外が予備費に認められているかといえば、当初予期しなかった事態の発生等に対処するためです。

その点、震災発生から既に四か月以上がたち、被害額や対応策がある程度定まった現時点においては、震災対策費は決して予期せぬ事態の発生とは言えず、したがって、八千億円もの予備費を計上することは、国会の事前議決の原則を軽視するものと言わざるを得ません。

そこで、政府にフリーハンドを与えるような巨額の予備費の計上は、財政民主主義の観点から不適切であり、国会の審議を経るのが本来の姿と考えますが、野田財務大臣の見解をお伺いをいたします。

次に、増税なき復興とその財源に関してお尋ねをいたします。

この二次補正後できるだけ早急に大規模でかつ本格的な復興予算が必要なのは言うまでもありません。しかし、その際、最大のテーマになるのは財源です。増税で財源を賄おうという案もありますが、これではこれまで十年以上もデフレが続いている我が国経済へのダメージは計り知れません。経済を破壊してしまっては、震災復興も財政再建もあり得ませんし、何より被災者の皆さんにとってもその負担は過重なものになります。

したがって、みんなの党は、御存じのように、かねてから復興財源には政府・民主党のばらまき四Kの撤回、国会議員、国家公務員の人件費の削減、いわゆる埋蔵金のフル活用、そして日銀引受けの国債発行などを提案をしてきましたが、改めて増税なき復興が必要であることを強調したいと存じます。

そこで、本格的な復興予算となる第三次補正予算の編成に当たって、また被災地の本格的な復興に当たって、増税によらない復興を目指すべきであります。総理はどのようにお考えになっておられるか、お尋ねをしたいと存じます。

さらに、今後の復興財源として検討すべきは外貨準備の活用です。

現在、我が国の外貨準備は百十兆円を超えており、日本のような先進国が保有する外貨準備としては大き過ぎるとの指摘があります。しかも、外貨準備の大半は米国債等で運用されており、巨額の外貨準備を保有すれば、それだけ為替変動のリスクを負うことになり、実際既に為替評価損は三十四兆円に上っています。したがって、外貨準備については、中長期的には運用資産の分散とともに、その規模を徐々に縮小していくべきであります。

一方、一年で約十五兆円にも上ると言われている米国債の満期償還分については、その一部だけでも、日本政府又は政府機関に復興ドル債を発行させ、それを外為特会が引き受けることによって、国内で調達した資金を被災地の復旧・復興のために使用できるようにすべきです。他国の財政支援なども大切ですが、日本は現在、国難のただ中にあります。今こそ、そうした資金の一部を自国の復旧・復興にこそ使うべきではないでしょうか。

そこで、復興財源への外貨準備の活用をこの際検討すべきでありますが、中長期的な外貨準備の縮小の必要性と併せ、総理の所見をお伺いいたします。

続いて、エネルギー政策についてお尋ねします。

夏本番を迎え、政府は今月一日、電力使用制限令を発出いたしました。通常、こういう統制命令を出すのならば、事前に企業の自家発電の余剰電力、いわゆる埋蔵電力をフル活用することを検討するのが当然です。総理は先般、原発に依存しない社会を目指すことを明確にされましたが、だとすれば埋蔵電力の活用なども真剣に考えるべきです。

そういう中、我が党の山内康一代議士が埋蔵電力に関する質問主意書を提出しましたが、政府はその質問主意書に対し、いわゆる埋蔵電力の規模は把握していないと今月五日に答弁しています。しかし、報道によると、経済産業省の松永次官は四日、総理に対し、使えるのは百八十万キロワットと数字を示して説明したものの、総理から再調査を命じられたとのことであります。これが事実だとすれば、一体あの答弁書は何だったんでしょうか。まさしく国会をばかにした答弁書であり、全く内閣の体を成していません。

そこで、埋蔵電力の問題を早急に、しかも徹底的に調査するとともに、埋蔵電力をフル活用すべく、自家用電気工作物の系統への連系を促進するなど、あらゆる支援策を講じるべきでありますが、総理の答弁を求めます。

さて、突然のストレステスト実施表明が大きな混乱を引き起こしました。またまた閣内不一致、政策決定のいいかげんさが指摘されたところです。

今回の原発事故は、原子力安全・保安院と原子力安全委員会のチェックがこれまで不十分だったことが明らかになりました。このため、私どもみんなの党は、国会でもきちんと点検し、必要なら政府から運転停止を命じられる原発緊急点検法案を提唱し、先週、参議院に提出をいたしました。

つまり、この法案は、原発の安全性点検をより客観性、信頼性を持ったものにするために、実質的に国会が原発を評価し、場合によれば原発を止めることができるようにするものであります。

そこで、我が党の原発緊急点検法案のように、国会が原発を評価し、止めることができるような制度的裏付けを持ってストレステストを実施すべきではないかと考えますが、総理の所見をお伺いをしたいと思います。

最後に、申し上げます。

この一年余り総理の言動を見聞きしてきましたが、消費税にしても、尖閣問題にしても、そして脱原発依存にしても、常に思い付き、場当たり的な発想、対応の感が否めません。政治家としてどれだけの信念を持って、戦略と覚悟を持って事に当たろうとしているのか、私にはさっぱり分かりません。ただただ、自らの延命ありきだけなのではありませんか。

私の地元は富山県ですが、越中富山といえば薬です。風邪に効く薬、腹痛に効く薬、精力を増強させる薬などいろいろありますが、残念ながら、延命病に取りつかれた人を治す特効薬はありません。したがって、自らの延命病が政治空白を生じさせ、国益を損ない、復興の足を大きく引っ張っていることにお気付きになり、即刻お辞めになるか、それとも、主権者である国民に信を問い、病から解き放ってもらうしかありません。

被災地のために、日本のために、早急にどちらかを決断されることを強く望んで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（菅直人君）　柴田巧議員にお答えを申し上げます。

まず、補正予算の時期と規模についての御質問をいただきました。

本日提出した第二次補正予算案は、第一次補正予算では復旧に向けて足りないものがあるという各党や国会での御議論を踏まえ、大震災の復旧の直近の状況に鑑み、当面の復旧対策に万全を期するために編成したものであります。本格的な復興対策予算については、七月中にも復興対策本部で復興の基本方針をまとめ、それに基づき編成していく予定であります。

二兆円という規模については、平成二十二年度決算剰余金を財源としつつ、原子力損害賠償法等関係経費や二重債務問題対策などの被災者支援経費など、当面、復旧対策に万全を期するために必要な経費を計上した結果であります。当面、緊急に対応すべき経費を盛り込んだ予算であり、早期の成立を是非お願いいたしたいと思います。

次に、支出項目が決定している震災対策費が少ないこと及び補正予算の政策効果についての御質

問をいただきました。

東日本大震災復旧・復興予備費については、東日本大震災に係る復旧及び復興に関する経費以外には使用しないとの限定を掛けた上で、事態の進展により被災地の現場の実情に応じて発生する予見し難い予算の不足に充てるために計上したものであります。また、今般の補正予算の歳出項目については、政府補償契約に基づく補償金支払、原子力被災者・子ども健康基金など原子力損害賠償法関係経費、二重債務問題対策、被災者生活再建支援金補助金などの被災者支援経費など、当面、復旧対策に万全を期するために必要なものを精査の上、措置したところであります。

この補正予算により、当面の原発事故の被害や二重債務問題への対応が可能となることに加え、実質ＧＤＰを〇・三％程度押し上げ、雇用を八万人程度創出する効果があると見込まれております。

次に、復興財源の在り方について御質問をいただきました。

復興財源の在り方については、第三次補正予算の前提ともなる復興の基本方針を七月中にも策定することとしており、この方針を策定する過程で検討していくことになると考えております。復興のための資金については、復興基本法でまず復興債を発行することとしておりますが、これは他の公債と区分して管理するとともに、あらかじめその償還の道筋を明らかにすることとされており、この法律の規定に基づいて対応していくことが必要だと考えております。

次に、外貨準備の復興予算への活用について御質問をいただきました。

外為特会の外貨資産を復興予算に用いることは、同特会が抱えている百十兆円を超える借金の返済に充てるべき財源を使うこととなりまして、実質的には新たな借金を行うのと同じことであると考えております。また、外貨準備の縮小という御指摘については、外為特会の保有する外貨資産の額は過去の為替介入を行ってきた結果であり、特定の規模を念頭に置いて保有額を決定しているものではありません。また、一般論として、外貨準備の適正規模について、確かに日本も比較的大きい方ではありますけれども、国際的にも様々な見方があるところでありまして、この歳出に充てるということとは若干別のことだと考えております。

次に、埋蔵電力に関する質問をいただきました。

自家発の余剰電力については経済産業省より報告を受けましたが、これはあくまで中間的な段階の推計値であったことから、政府として確定したものをお示しできるよう、現在徹底的に調査をさせているところであります。

議員御指摘のとおり、少しでも電力供給力を高めるため、自家発の余剰電力を活用することが重要であり、既に第一次補正予算で百億円を措置しているところでありますが、更なる支援策について検討してまいりたい、このように考えております。

次に、ストレステストについて御質問をいただきました。

原子力の安全確保については、現行法令に基づく原子力安全・保安院による安全性の確認だけでは国民、住民の方々の十分な理解を得られているとは言い難いと認識いたしております。

こうした状況を踏まえ、関係閣僚に指示をして、欧州諸国で行われることとなったストレステストを参考に、原子力安全委員会も関与する中、新たな手続、ルールに基づく総合的な安全評価を実施する方針を政府として取りまとめたところであります。

今後、安全評価の評価項目や評価実施計画を策定した上で、自治体や住民の皆さんに対してしっかりと説明し、理解を得てまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田佳彦君）　柴田巧議員からは、私には予備費と財政民主主義についての御質問がございました。

今般の補正予算については、議員御指摘のとおり、東日本大震災復旧・復興予備費として八千億円を計上させていただいております。この補正予算の趣旨に鑑みまして、当該予備費の使途については、先ほど総理からも御答弁がございましたとおり、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費以外には使用しないとの限定を掛けることとさせていただいております。

また、このように過去にも使途を限定した予備費は度々計上させていただいた経緯はございます。例えば、平成十一年から十三年度には、公共事業等の経費に使途を限定した公共事業等予備費を計上させていただいたこともございました。

なお、全て予備費については、その支出については、憲法八十七条に基づき、内閣は事後に国会の承諾を得なければならないこととされており、国会の統制が及ぶこととなっております。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

―――――◇―――――

出席者は左のとおり。

議長	西岡　武夫君	
副議長	尾辻　秀久君	
議員	竹谷とし子君	石川　博崇君
	吉田　忠智君	亀井亜紀子君
	山本　博司君	秋野　公造君
	山内　徳信君	森田　　高君
	自見庄三郎君	長沢　広明君
	横山　信一君	又市　征治君
	有田　芳生君	金子　洋一君
	浜田　昌良君	谷合　正明君
	山本　香苗君	福島みずほ君
	大久保潔重君	米長　晴信君
	行田　邦子君	西田　実仁君
	加藤　修一君	渡辺　孝男君

藤谷　光信君　松野　信夫君
室井　邦彦君　林　久美子君
魚住裕一郎君　松　あきら君
荒木　清寛君　小林　正夫君
大石　尚子君　今野　東君
中村　哲治君　佐藤　公治君
木庭健太郎君　白浜　一良君
山口那津男君　草川　昭三君
谷　博之君　高橋　千秋君
増子　輝彦君　福山　哲郎君
櫻井　充君　小西　洋之君
石橋　通宏君　谷　亮子君
安井美沙子君　斎藤　嘉隆君
小見山幸治君　田城　郁君
西村まさみ君　徳永　エリ君
吉川　沙織君　平山　誠君
外山　斎君　梅村　聡君
平山　幸司君　金子　恵美君
牧山ひろえ君　川合　孝典君
水戸　将史君　大島九州男君
横峯　良郎君　轟木　利治君
蓮　舫君　広田　一君
藤末　健三君　尾立　源幸君
川崎　稔君　前川　清成君
大久保　勉君　白　眞勲君
ツルネン　マルティ君　藤田　幸久君
一川　保夫君　森　ゆうこ君
水岡　俊一君　榛葉賀津也君
岩本　司君　鈴木　寛君
広野ただし君　郡司　彰君

平田　健二君　輿石　東君
羽田雄一郎君　加藤　敏幸君
小川　敏夫君　長浜　博行君
小川　勝也君　直嶋　正行君
大野　元裕君　長谷川大紋君
浜田　和幸君　難波　奨二君
江崎　孝君　大江　康弘君
糸数　慶子君　中西　祐介君
松浦　大悟君　中谷　智司君
植松恵美子君　風間　直樹君
姫井由美子君　武内　則男君
谷岡　郁子君　大河原雅子君
相原久美子君　藤原　良信君
加賀谷　健君　佐藤　正久君
那谷屋正義君　足立　信也君
藤本　祐司君　津田弥太郎君
芝　博一君　主濱　了君
柳澤　光美君　野上浩太郎君
松井　孝治君　大塚　耕平君
辻　泰弘君　平野　達男君
池口　修次君　山根　隆治君
岡崎トミ子君　北澤　俊美君
柳田　稔君　前田　武志君
田中　直紀君　江田　五月君
石井　一君　山東　昭子君
中原　八一君　長谷川　岳君
藤川　政人君　若林　健太君
三原じゅん子君　髙階恵美子君
熊谷　大君　大家　敏志君
宇都　隆史君　岩井　茂樹君

上野　通子君　西田　昌司君
古川　俊治君　牧野たかお君
丸山　和也君　山田　俊男君
森　まさこ君　石井みどり君
佐藤　信秋君　礒崎　陽輔君
島尻安伊子君　義家　弘介君
石井　準一君　福岡　資麿君
佐藤ゆかり君　藤井　基之君
岡田　直樹君　岸　信夫君
北川イッセイ君　伊達　忠一君
小泉　昭男君　末松　信介君
中川　雅治君　宮沢　洋一君
関口　昌一君　山本　順三君
脇　雅史君　鈴木　政二君
岡田　広君　吉田　博美君
丸川　珠代君　川口　順子君
鴻池　祥肇君　山崎　正昭君
林　芳正君　中曽根弘文君
小坂　憲次君　世耕　弘成君
山本　一太君　溝手　顕正君
谷川　秀善君　渡辺　猛之君
中山　恭子君　上野ひろし君
田村　智子君　磯崎　仁彦君
石井　浩郎君　荒井　広幸君
松田　公太君　山下　芳生君
青木　一彦君　赤石　清美君
舛添　要一君　小熊　慎司君
紙　智子君　片山さつき君
松下　新平君　水落　敏栄君

藤井　孝男君　片山虎之助君
桜内　文城君　大門実紀史君
中村　博彦君　二之湯　智君
野村　哲郎君　松村　祥史君
猪口　邦子君　中西　健治君
柴田　巧君　井上　哲士君
松山　政司君　加治屋義人君
愛知　治郎君　有村　治子君
金子原二郎君　寺田　典城君
江口　克彦君　市田　忠義君
橋本　聖子君　松村　龍二君
衛藤　晟一君　山崎　力君
岩城　光英君　岸　宏一君
鶴保　庸介君　小野　次郎君
川田　龍平君　水野　賢一君

国務大臣

内閣総理大臣　菅　直人君
総務大臣 国務大臣（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））　片山　善博君
法務大臣 環境大臣　江田　五月君
外務大臣　松本　剛明君
財務大臣　野田　佳彦君
文部科学大臣　髙木　義明君
厚生労働大臣　細川　律夫君
農林水産大臣　鹿野　道彦君
経済産業大臣　海江田万里君
国土交通大臣　大畠　章宏君
防衛大臣　北澤　俊美君

国務大臣（内閣官房長官）（内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、行政刷新））　枝野　幸男君
国務大臣（国家公安委員会委員長）　中野　寛成君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（「新しい公共」、科学技術政策））　玄葉光一郎君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融））　自見庄三郎君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策、少子化対策、男女共同参画））　与謝野　馨君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））　細野　豪志君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（防災））　平野　達男君

内閣官房副長官
内閣官房副長官　福山　哲郎君

副大臣
財務副大臣　櫻井　充君

——◇——

議長の報告事項

去る六月二十二日衆議院から、同院は国会の会期を六月二十三日から八月三十一日まで七十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外九名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

総合特別区域法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問主意書（田村智子君提出）（第二〇六号）

今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問主意書（若林健太君提出）（第二〇七号）

「君が代」に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二〇八号）

検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二〇九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第二〇〇号）

東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第二〇一号）

有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書（加藤修一君提出）（第二〇二号）

改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問主意書（加藤修一君提出）（第二〇三号）

病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二〇四号）

東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二〇五号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

総合特別区域法

去る六月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任　渡辺　猛之君　補欠　山本　順三君

国土交通委員
辞任　山本　順三君　補欠　渡辺　猛之君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二一〇号）

去る六月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出災害医療のあり方を検討する会議に関する質問に対する答弁書（第一九七号）

参議院議員浜田和幸君提出中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問に対する答弁書（第一九八号）

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問に対する答弁書（第一九九号）

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十二年度第四・四半期（出納整理期間を含まず。）における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十二年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る六月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問主意書（浜田昌良君提出）（第二一一号）

新エネルギーの導入目標に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二一二号）

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二一三号）

青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二一四号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問主意書（田村智子君提出）（第二〇六号）

今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問主意書（若林健太君提出）（第二〇七号）

「君が代」に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二〇八号）

検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二〇九号）

再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二一〇号）

去る六月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田和幸君提出アメリカ国債の保有と売却に関する質問に対する答弁書（第二〇〇号）

参議院議員浜田和幸君提出東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問に対する答弁書（第二〇一号）

参議院議員加藤修一君提出有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問に対する答弁書（第二〇二号）

参議院議員加藤修一君提出改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問に対する答弁書（第二〇三号）

参議院議員上野通子君提出病院向け自家発電設備の整備に関する質問に対する答弁書（第二〇四号）

参議院議員上野通子君提出東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問に対する答弁書（第二〇五号）

去る六月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書（加藤修一君提出）（第二一五号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問主意書（浜田昌良君提出）（第二一一号）

新エネルギーの導入目標に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二一二号）

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二一三号）

青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二一四号）

同日議長は、六月二十一日のマリア・ダ・アスンサオン・エステーヴェス・ポルトガル共和国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る六月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第二一六号）

同日議長は、六月二十三日のエーロ・ヘイナルオマ・フィンランド共和国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る一日議員から次の質問主意書が提出された。

福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第二一七号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員田村智子君提出日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問に対する答弁書（第二〇六号）

参議院議員若林健太君提出今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問に対する答弁書（第二〇七号）

参議院議員山谷えり子君提出「君が代」に関する質問に対する答弁書（第二〇八号）

参議院議員山谷えり子君提出検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問に対する答弁書（第二〇九号）

参議院議員水野賢一君提出再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問に対する答弁書（第二一〇号）

同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十二年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度中小企業施策」についての文書を受領した。

去る四日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（小里泰弘君外十名提出）（衆第一九号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問主意書（小熊慎司君提出）（第二一八号）

「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問主意書（浜田昌良君提出）（第二一九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書（加藤修一君提出）（第二一五号）

平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第二一六号）

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
　辞任　山本　順三君　　補欠　浜田　和幸君

外交防衛委員
　辞任　浜田　和幸君　　補欠　山本　順三君

予算委員

辞任	補欠
山崎　力君	金子原二郎君

行政監視委員

辞任	補欠
浜田　和幸君	古川　俊治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任	補欠
浜田　和幸君	中原　八一君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する再質問主意書（又市征治君提出）（第二二〇号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田昌良君提出「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問に対する答弁書（第二一一号）

参議院議員水野賢一君提出新エネルギーの導入目標に関する質問に対する答弁書（第二一二号）

参議院議員水野賢一君提出原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問に対する答弁書（第二一三号）

参議院議員上野通子君提出青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問に対する答弁書（第二一四号）

同日議長は、四日のジェミル・チチェッキ・トルコ共和国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
友近　聡朗君	大久保潔重君
米長　晴信君	轟木　利治君
草川　昭三君	荒木　清寛君
長沢　広明君	秋野　公造君
桜内　文城君	水野　賢一君
大門実紀史君	井上　哲士君

決算委員

辞任	補欠
秋野　公造君	長沢　広明君
井上　哲士君	大門実紀史君

行政監視委員

辞任	補欠
大久保潔重君	友近　聡朗君

議院運営委員

辞任	補欠
轟木　利治君	米長　晴信君
水野　賢一君	桜内　文城君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第二二一号）

グアム移転協定に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第二二二号）

在日米軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と検察審査会の議決の効力に関する質問主意書（井上哲士君提出）（第二二三号）

放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に係る新法の必要性に関する質問主意書（川口順子君提出）（第二二四号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第二一七号）

東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問主意書（小熊慎司君提出）（第二一八号）

「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問主意書（浜田昌良君提出）（第二一九号）

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
大久保潔重君	友近　聡朗君
行田　邦子君	相原久美子君
轟木　利治君	米長　晴信君
西村まさみ君	白　眞勲君
金子原二郎君	山崎　力君
秋野　公造君	長沢　広明君
荒木　清寛君	草川　昭三君
水野　賢一君	桜内　文城君
井上　哲士君	大門実紀史君

決算委員

辞任	補欠
相原久美子君	行田　邦子君
長沢　広明君	秋野　公造君
大門実紀史君	井上　哲士君

行政監視委員

辞任	補欠
友近　聡朗君	大久保潔重君

議院運営委員

辞任	補欠
米長　晴信君	轟木　利治君
桜内　文城君	水野　賢一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任	補欠
神本美恵子君	水岡　俊一君
舟山　康江君	谷岡　郁子君
赤石　清美君	渡辺　猛之君

同日議員から次の議案が提出された。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君発議）（参第一〇号）

同日議長は、次の議員提出案を東日本大震災復興特別委員会に付託した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外九名発議）（参第九号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

携帯電話の電磁波対策に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二二五号）

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
相原久美子君	行田　邦子君
白　眞勲君	西村まさみ君

決算委員

辞任　　補欠
行田　邦子君　　相原久美子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任　　補欠
水岡　俊一君　　平山　誠君
渡辺　猛之君　　赤石　清美君
竹谷とし子君　　渡辺　孝男君

同日議員から次の議案が提出された。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外四名発議）（参第一一号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会閣法第五四号、衆議院継続審査）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案（閣法第八五号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二二六号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出地下水汚染の未然防止対策に関する質問に対する答弁書（第二一五号）

参議院議員川田龍平君提出平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問に対する答弁書（第二一六号）

同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠
平野　達男君　　斎藤　嘉隆君

文教科学委員

辞任　　補欠
斎藤　嘉隆君　　平野　達男君

厚生労働委員

辞任　　補欠
西村まさみ君　　姫井由美子君

経済産業委員

辞任　　補欠
姫井由美子君　　西村まさみ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任　　補欠
谷岡　郁子君　　舟山　康江君
平山　誠君　　神本美恵子君
渡辺　孝男君　　竹谷とし子君

同日議員から次の議案が提出された。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外六名発議）（参第一二号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会閣法第五四号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君発議）

同日議員から次の議案が撤回された。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外四名発議）（参第一一号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書（江口克彦君提出）（第二二七号）

電力小売の自由化の実態に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二二八号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する再質問主意書（又市征治君提出）（第二二〇号）

在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第二二一号）

グアム移転協定に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第二二二号）

在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と検察審査会の議決の効力に関する質問主意書（井上哲士君提出）（第二二三号）

放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に係る新法の必要性に関する質問主意書（川口順子君提出）（第二二四号）

携帯電話の電磁波対策に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二二五号）

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠
岡崎トミ子君　　吉川　沙織君
斎藤　嘉隆君　　平野　達男君

総務委員

辞任　　補欠
吉川　沙織君　　岡崎トミ子君

文教科学委員

辞任　　補欠
平野　達男君　　斎藤　嘉隆君

厚生労働委員

辞任　　補欠
姫井由美子君　　西村まさみ君

経済産業委員

辞任　　補欠
西村まさみ君　　姫井由美子君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書（第二一七号）

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問に対する答弁書（第二一八号）

参議院議員浜田昌良君提出「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問に対する答弁書（第二一九号）

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十二年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
平野　達男君	田城　郁君
吉川　沙織君	岡崎トミ子君
蓮　舫君	金子　洋一君

総務委員

辞任	補欠
岡崎トミ子君	吉川　沙織君

法務委員

辞任	補欠
田城　郁君	平野　達男君

財政金融委員

辞任	補欠
金子　洋一君	蓮　舫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任	補欠
横山　信一君	山本　博司君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外六名発議）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

空き家対策に関する質問主意書（横山信一君提出）（第二二九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二二六号）

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書（江口克彦君提出）（第二二七号）

電力小売の自由化の実態に関する質問主意書（水野賢一君提出）（第二二八号）

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
金子　洋一君	蓮　舫君
田城　郁君	平野　達男君

法務委員

辞任	補欠
平野　達男君	田城　郁君

財政金融委員

辞任	補欠
蓮　舫君	金子　洋一君

予算委員

辞任	補欠
吉川　沙織君	舟山　康江君

議院運営委員

辞任	補欠
舟山　康江君	吉川　沙織君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任	補欠
神本美恵子君	那谷屋正義君
藤田　幸久君	姫井由美子君
舟山　康江君	谷岡　郁子君
山田　俊男君	宇都　隆史君
山本　博司君	横山　信一君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二〇号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第二〇号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

鉱業法の一部を改正する等の法律案（閣法第五三号）審査報告書

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会閣法第五四号）審査報告書

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参第九号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問主意書（熊谷大君提出）（第二三〇号）

審査報告書

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年七月十四日

東日本大震災復興特別委員長　柳田　稔

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曽有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき

役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に塡補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

　本法施行に要する経費は、約五千億円と見込まれている。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

　髙木文部科学大臣から、政府としては反対である旨の意見が述べられた。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案

右の議案を発議する。

　平成二十三年六月二十一日

発議者
佐藤　正久　礒崎　陽輔
岩城　光英　森　まさこ
浜田　昌良　谷合　正明
山本　香苗　小熊　慎司
片山虎之助　荒井　広幸

賛成者
青木　一彦　有村　治子
加治屋義人　片山さつき
金子原二郎　岸　宏一
佐藤　信秋　佐藤ゆかり
牧野たかお　松村　祥史
丸川　珠代　丸山　和也
宮沢　洋一　山田　俊男
山本　一太　山本　順三
義家　弘介　若林　健太
秋野　公造　魚住裕一郎
石川　博崇　荒木　清寛
加藤　修一　草川　昭三
木庭健太郎　白浜　一良
竹谷とし子　長沢　広明
西田　実仁　松　あきら
山口那津男　山本　博司
横山　信一　渡辺　孝男
水野　賢一　桜内　文城
舛添　要一

参議院議長　西岡　武夫殿

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）による災害が大規模かつ長期間にわたる未曽有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、平成二十三年原子力事故による損害を迅速に塡補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「特定原子力損害」とは、平成二十三年原子力事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。

（仮払金の支払）

第三条　国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であって政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を塡補するためのものとして、仮払金を支払う。

（仮払金の額）

第四条　仮払金の額は、その者が受けた前条に規定する特定原子力損害につき、当該者が提出した政令で定める資料に基づき、政令で定める簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に十分の五を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該者が当該資料を提出することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、当該者が居住する地域又は事業を営む地域、当該特定原子力損害の種類等の事情に基づいて推計した当該特定原子力損害の額に当該割合を乗じて得た額とする。

2　前条及び前項の政令は、原子力損害賠償紛争審査会が定める特定原子力損害の賠償に係る原子力損害の賠償に関する法律第十八条第二項第二号の指針に定められた事項に基づき、かつ、特定原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるように定めるものとする。

（仮払金の支払の請求）

第五条　仮払金の支払を受けようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣にこれを請求しなければならない。

2　仮払金の支払を受ける権利を有する者について相続、合併又は分割（その者が受けた第三条に規定する特定原子力損害に係る事業を承継させるものに限る。）があった場合において、その者が死亡、解散又は分割の前に仮払金の支払を請求していなかったときは、その者の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、自己の名で、その者の仮払金の支払を請求することができる。

3　前項の規定により仮払金の支払を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支払は、全員に対してしたものとみなす。

（書類の作成等についての援助）

第六条　地方公共団体及び農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体は、仮払金の支払の請求を行う者の便宜を図るため、当該請

求を行うに当たって必要となる書類の作成等について、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（資料の提供その他の協力の求め）

第七条　文部科学大臣は、仮払金の支払を迅速に行うため必要があると認めるときは、地方公共団体、当該原子力事業者その他公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（事務の処理等）

第八条　仮払金の支払に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

２　文部科学大臣又は前項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、政令で定めるところにより、仮払金の支払に関する事務の一部（支払の決定を除く。）を、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる。

３　農業協同組合、漁業協同組合その他の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

４　第二項の規定による事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　都道府県知事が第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行い、又は第二項の規定によりその委託を行う場合においては、国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該事務の処理及び委託に要する費用の全部を負担する。

６　前項に規定する場合においては、国は、同項に定めるもののほか、当該都道府県に対し、その円滑な実施を図るために必要な支援その他の措置を講ずるものとする。

７　関係行政機関の長は、仮払金の支払に関し、文部科学大臣、第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事又は第二項の規定による事務の委託を受けた者に協力するものとする。

（損害賠償との関係）

第九条　第三条に規定する特定原子力損害を受けた者又は第五条第二項の規定により自己の名で仮払金の支払を請求することができる者が当該特定原子力損害の賠償（これに相当する金銭支払として政令で定めるものを含む。）を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わない。

２　国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得する。

３　前項の場合において、国は、速やかに当該損害賠償請求権を行使するものとする。

（仮払金の返還）

第十条　仮払金の支払を受けた者は、その者に係る特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならない。

（不正利得の徴収）

第十一条　偽りその他不正の手段により仮払金の支払を受けた者があるときは、文部科学大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支払を受けた仮払金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

２　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（仮払金の支払を受ける権利の保護）

第十二条　仮払金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（税制上の措置）

第十三条　国及び地方公共団体は、特定原子力損害を受けた者の置かれている状況に配慮し、その支払を受けた仮払金について必要な税制上の措置を講じなければならない。

（原子力被害応急対策基金）

第十四条　地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項の財政上の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができる。

２　前項の規定は、地方公共団体がその経費を原子力被害応急対策基金から支弁して特定原子力損害に係る措置を講じた場合において、国が当該原子力事業者に対して、同項の規定により補助した額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

３　国は、第一項の規定の運用に当たっては、関係地方公共団体の意見に配慮するものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十六条　第八条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（適用）

２　第三条の規定は、同条に規定する特定原子力損害を受けた者であってこの法律の施行前に死

亡し、又は合併若しくは分割の対象となったものについても適用する。

（財源の確保）

3　国は、仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に要する費用の財源の確保に資するため、国の資産、剰余金及び積立金の活用、歳出の見直しその他の措置に努めるものとする。

（検討）

4　原子力損害の賠償に関する制度については、原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費としては、仮払金の支払に要する費用として現時点で見込まれるもの及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に要する費用として、約五千億円の見込みである。

審査報告書

鉱業法の一部を改正する等の法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年七月十四日

経済産業委員長　柳澤　光美

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるように、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となっている状況の下、国内資源を適正に管理し、その開発をより適切に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　海洋立国として、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発の促進に向けて、国による探査を拡充させるとともに、民間企業と連携しつつ国が率先して開発に取り組むこと。

二　創設される鉱物の探査の許可制度の執行に当たっては、我が国の排他的経済水域等における主権的権利が適切に確保されるよう十分な執行体制を構築するとともに、経済産業省、海上保安庁を始め関係省庁が緊密に連携して適切な対応を図ること。

三　東シナ海資源開発については、白樺油ガス田等における中国側の動向を注視し、中国側に対して、引き続き適切な情報提供及び国際約束締結交渉の早期再開を強く求めるとともに、東シナ海における日中間の協力についての合意の速やかな実施に努めること。

四　未処理の鉱業権の出願案件については、鉱物の合理的な開発が図られるよう、改正後の許可基準が適用されることも踏まえ、処理の迅速化に最大限努めること。

五　特定鉱物の開発に係る特定開発者の選定が公平・適確に行われ、我が国の資源開発に資するよう、特定開発者を選定するための適切な評価基準を策定すること。また、国の機関が鉱物の探査を行う際の経済産業大臣への協議においては、国の機関以外の者に対する許可基準を踏まえ、適切に実施の可否を判断すること。

右決議する。

鉱業法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年五月二十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

鉱業法の一部を改正する等の法律案

鉱業法の一部を改正する等の法律

（鉱業法の一部改正）

第一条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　鉱業権（第十一条―第七十条）」を

「第二章　鉱業権
　第一節　通則（第十一条―第二十条）
　第二節　鉱業権の設定
　　第一款　出願による鉱業権の設定（第二十一条―第三十七条）
　　第二款　特定開発者の選定による鉱業権の設定（第三十八条―第四十二条）
　第三節　鉱業権の変更等（第四十三条―第五十八条）
　第四節　鉱業権の登録（第五十九条―第六十一条）
　第五節　鉱業の実施（第六十二条―第七十条の二）」

に、「第四章　勧告及び協議（第八十八条―第百条）」を

「第四章　勧告及び協議（第八十八条―第百条）
　第四章の二　鉱物の探査（第百条の二―第百条の十二）」

に、「第百六十四条」を「第百二十五条」に改め、「第六章の二　地方鉱業協議会（第百六十五条―第百七十条）」を削り、「第百七十一条―第百八十条」を「第百二十六条―第百三十五条」に、「第百八十一条―第百九十条」を「第百三十六条―第百四十六条」に、「第百九十一条―第百九十四条」を「第百四十七条―第百五十二条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（特定鉱物）

第六条の二　この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他

国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

第十条中「鉱業権」を「(第二十一条第一項の規定による鉱業権」に改め、「設定の出願」の下に「(以下「鉱業出願」という。)」を加える。

第二章中第十一条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第十三条ただし書中「採掘権は、抵当権及び租鉱権」を「第二十一条第一項の規定により設定された採掘権にあつては抵当権及び租鉱権の、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された採掘権にあつては抵当権」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(処分の制限)

第十三条の二　鉱業権は、第五十一条の二第一項の許可を受けなければ、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。同項及び同条第三項各号、第五十二条並びに第百三十六条第九号において同じ。)の目的とすることができない。

第十四条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「合理的開発上」を「合理的な開発上」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第三十八条第一項の規定により指定された特定区域内において設定された鉱区にあつては、その面積は、前項本文の規定にかかわらず、当該特定区域の面積(当該特定区域の面積の変更があつたときは、その変更後のもの)を超えることができない。

第十五条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第十八条第一項中「二年」の下に「(石油又は可燃性天然ガスを目的とする試掘権については、四年)」を加え、同条第二項中「(石油を目的とする試掘権については三回)」を削る。

第十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節　鉱業権の設定

第一款　出願による鉱業権の設定

第二十一条第一項中「鉱業権」の下に「(特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。)」を加え、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十二条第一項中「採掘権」を「前条第一項の規定により採掘権」に、「前条第一項」を「同項」に改める。

第二十三条第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十四条中「経済産業局長は、鉱業権の設定の出願」を「経済産業大臣は、鉱業出願」に改める。

第二十五条第一項中「石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物について採掘権の設定の出願」を「地表に近い部分に存する鉱物について第二十一条第一項の規定による採掘権の設定の出願(以下「採掘出願」という。)」に、「経済産業局長は、採掘権の設定の出願」を「経済産業大臣は、採掘出願」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十六条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十七条第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第二項中「試掘権の設定の出願」を「第二十一条第一項の規定による試掘権の設定の出願(以下「試掘出願」という。)」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十八条第一項中「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「として試掘権の設定の出願」を「として試掘出願」に改め、同項ただし書中「但し、試掘権者」を「ただし、当該試掘権者」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「更に試掘権の設定の出願」を「更に試掘出願」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条第一項」に改める。

第二十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(許可の基準)」を付し、同条中「経済産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については」を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その出願に係る鉱業出願人が十分な社会的信用を有すること。

三　その出願に係る鉱業出願人が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第六十条(同法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令の違反に係る部分に限る。)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第五十五条の規定により鉱業権を取り消され、又は第八十三条第一項の規定により租鉱権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

四　その出願に係る鉱業出願地が第三十八条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のものとし、その願書の発送の時の属する日以前に、同条第七項の規定により公示されたものに限る。）と重複しないこと。

五　その出願に係る試掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複しないこと。

六　その出願に係る採掘出願地が願書の発送の時において次のいずれにも該当しないこと。

イ　その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複すること。

ロ　その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分でなお試掘を要すること。

ハ　その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があること。

七　その出願に係る鉱業出願地がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

八　その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

九　前各号に掲げるもののほか、その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第二十九条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合にあつては、出願の願書の発送の時が当該各号に定める期間を経過した後でなければ、その出願を許可してはならない。

一　試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その試掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘出願があつたとき（その試掘出願地がその消滅した試掘権の鉱区又は試掘鉱区の減少した部分に該当するときに限る。）　その試掘権の消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間）

二　採掘権が第五十五条の規定により取り消された場合において、その採掘権を取り消された者以外の者による当該採掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき（その鉱業出願地がその取り消された採掘権の鉱区に該当するときに限る。）　その取消しの日から六十日

三　第十五条第一項の規定による禁止が解除された場合において、その禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき（その鉱業出願地がその禁止を解除された地域に該当するときに限る。）　その解除の日から三十日

第三十条から第三十五条までを削り、第三十六条を第三十条とする。

第三十七条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「採掘権」を「その採掘権」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十八条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十九条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十条第一項中「経済産業局長は、第三十七条第一項、第三十八条第一項」を「経済産業大臣は、第三十一条第一項、第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十一条の前の見出し中「名義の変更」を「地位の承継」に改め、同条中「名義」を「地位」に、「変更」を「承継」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十二条第一項を次のように改める。

相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人（以下「旧鉱業出願人」という。）の地位を承継しようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、その承継に係る鉱業出願をしなければならない。

第四十二条第二項中「名義の変更があつたときは、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を経済産業局長に届け出なければならない」を「地位を承継した場合において、その承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、当該承継人は、経済産業省令で定

める手続に従い、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

　ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、この限りでない。

第四十二条に次の二項を加える。

3　承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4　第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

第四十二条を第三十六条とする。

第四十三条中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一款及び節名を加える。

第二款　特定開発者の選定による鉱業権の設定

（特定区域の指定）

第三十八条　経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るためには、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、設定しようとする鉱業権の目的とする特定鉱物の種類に応じた第十四条第二項に規定する面積以上の面積を有する土地の区域であつて、かつ、その指定の際現にある鉱区、鉱業出願地又は他の特定区域と重複していないものに限つてするものとする。ただし、その指定の際現にある鉱区又は鉱業出願地の目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する特定鉱物を目的とする鉱業権を設定しようとするときは、当該鉱区又は当該鉱業出願地と重複して指定することができる。

3　経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならない。

4　実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定区域の所在地
二　特定区域の面積
三　設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
四　特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
五　特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間
六　特定開発者を選定するための評価の基準
七　前各号に掲げるもののほか、特定開発者の募集に必要な事項

5　前項第四号に規定する期間は、六月を下らない期間を定めるものとする。ただし、経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

6　第四項第六号に規定する評価の基準は、設定する鉱業権の目的とする特定鉱物の合理的な開発その他の公共の利益の増進を図る見地から定めるものとする。

7　経済産業大臣は、第一項の規定により特定区域を指定し、又は第三項の規定により実施要項を定めたときは、遅滞なく、特定区域を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。これらを変更し、特定区域の指定を解除し、又は実施要項を廃止するときも、同様とする。

8　第二項の規定は、特定区域の変更に準用する。

（設定の申請）

第三十九条　前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に、事業計画書及び区域図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地
二　申請の区域の面積
三　氏名又は名称及び住所

3　前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前条第四項第五号に規定する期間中の特定鉱物の掘採計画
二　掘採の方法（前条第四項第三号に規定する特定鉱物が石油又は可燃性天然ガスの場合にあつては、石油若しくは可燃性天然ガスの鉱床以外の地下の部分にある流体が当該鉱床に浸入し、又は当該鉱床内の石油若しくは可燃性天然ガスが当該鉱床以外の地下の部分に漏出しないための措置その他の当該鉱床の保全のための措置を含む。第四十一条第二項第二号において同じ。）
三　掘採を行うための資金計画
四　掘採を行うための体制
五　予想される鉱害の範囲及び態様
六　前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に関し経済産業省令で定める事項

4　第二十三条第一項から第四項まで、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、第一項の申請に準用する。

（特定開発者の選定等）

第四十条　経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　その申請に係る鉱業権の設定の申請（以

下「鉱業申請」という。）をした者（以下「鉱業申請人」という。）が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三　その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四　その申請に係る鉱業申請をした土地の区域（以下「鉱業申請地」という。）がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

五　その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十八条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行うものとする。

3　経済産業大臣は、前項の評価に従い、特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

4　経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権の設定の許可をしようとするときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

5　経済産業大臣は、第三項の許可を受けた者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の登録をしたときは、当該許可を受けた者以外の者がした鉱業申請については、同項の許可を与えないこととし、その者に対し、その旨の通知をするものとする。

6　第三項の許可は、その許可を受けた者が当該許可の通知を受けた日から三十日以内に、経済産業省令で定める手続に従い、登録免許税を納付しないときは、その効力を失う。

7　前項の場合において、経済産業大臣は、第二項の評価に従い、第三項の許可を受けた者の次に特定鉱物の開発を適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

8　第四項から第六項までの規定は、前項の許可に準用する。

（特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請）

第四十一条　前条第三項又は第七項の規定により特定開発者として選定され、試掘権の設定を受けた試掘権者は、その試掘鉱区における特定鉱物の試掘の状況を踏まえ、当該試掘鉱区に重複してその特定鉱物を目的とする採掘権の設定を受けようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、その試掘権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　経済産業省令で定める期間中の特定鉱物の掘採計画

二　掘採の方法

三　掘採を行うための資金計画

四　掘採を行うための体制

五　予想される鉱害の範囲及び態様

六　前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に関し経済産業省令で定める事項

3　経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三　その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四　その申請に係る鉱業申請地がなお試掘を要するものでないこと。

五　その申請に係る試掘権について鉱区税の滞納がないこと。

六　その申請に係る鉱業申請地がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

七　その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産

業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

八　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4　第二十三条第一項から第四項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。

（特定開発者である試掘権者の試掘権のみなし存続期間）

第四十二条　前条第一項の規定による申請があつたときは、その試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする採掘権の設定の登録があるまで、その試掘権は、存続するものとみなす。

第三節　鉱業権の変更等

第四十四条第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条の見出し中「増減」の下に「の出願」を加え、同条第一項中「鉱業権者は、鉱区」を「第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、その鉱区」に改め、同条第二項中「採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権について」を「前項の規定により採掘権者が抵当権が設定されている採掘権の鉱区の減少の出願をしようとするとき」に、「鉱区の減少の出願」を「その出願」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第二十八条」に、「及び第四十三条」を「、第二十九条第一項（第三号を除く。）及び第二項並びに第三十七条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（鉱区の増減の申請）

第四十五条　特定区域内において鉱区を有する鉱業権者がその鉱区の増減をしようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三　その申請に係る鉱業申請地がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

四　その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

3　第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十七条及び前条第二項の規定は、第一項の申請に準用する。

第四十六条第一項中「採掘鉱区」を「第二十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者（以下「一般採掘権者」という。）は、その採掘鉱区」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「、第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項（第五号から第八号までに係る部分に限る。）及び第二項」に改める。

第四十七条第一項中「採掘権者は、前条第一項」を「前条第一項の一般採掘権者は、同項」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十八条第一項中「経済産業局長は、採掘鉱区」を「経済産業大臣は、一般採掘権者の採掘鉱区について、その鉱区」に改め、「ときは」の下に「、当該一般採掘権者に対し」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十九条第一項中「経済産業局長は、試掘鉱区」を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者（以下「一般試掘権者」という。）の試掘鉱区」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条第三項中「第四十三条」を「第三十七条」に改める。

第五十一条中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（鉱業権の移転）

第五十一条の二　鉱業権の移転をしようとするときは、当該鉱業権の移転を受けようとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、鉱業権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による申請

が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が当該鉱業権の目的となつている鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が十分な社会的信用を有すること。

三　その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四　その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4　第二十三条第一項から第四項まで及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。

（鉱業権の相続その他の一般承継）

第五十一条の三　相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した者は、経済産業省令で定める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一　その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつている鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。

三　その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四　その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第五十二条の前の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「又は鉱区の増減若しくは分割」を「、鉱区の増減、分割」に、「合併の出願を許可」を「合併又は鉱業権の移転の許可を」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十三条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「経済産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、経済産業大臣の承認を受けて」を「経済産業大臣が総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて」に改める。

第五十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十五条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条中第一号から第三号までを次のように改める。

一　第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二　第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わないとき。

三　第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。

第五十五条第五号中「（昭和二十四年法律第七十号）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四　第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。

五　第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

六　第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第五十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第四節　鉱業権の登録

第六十一条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第五節　鉱業の実施

第六十二条第二項及び第三項中「具して、経済産業局長」を「付して、経済産業大臣」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十三条第一項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「鉱業権者」を「前二項の鉱業権者」に、「第二項」を「前項」に、「得た」を「受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二　第四十条第三項又は第七項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、第三十九条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2　第四十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を

定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　前二項の鉱業権者は、前二項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

第六十三条の三　第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権の移転があつたときは、移転前の鉱業権者が前条第一項又は第二項の認可を受けた施業案を、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、同条第三項の規定を適用する。

第六十四条の二第一項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十五条中「得た採掘権者」を「受けた一般採掘権者」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十六条第三項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第四項中「とゝのわない」を「調わない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十七条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十八条中「附近」を「付近」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三章の前に次の一条を加える。

（定期の報告）

第七十条の二　第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業省令で定める期間ごとに、当該鉱業権の鉱区における特定鉱物の掘採の状況、当該特定鉱物の鉱床の状態その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

2　前項の規定は、第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者が第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合に準用する。

第七十六条第四項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第七十七条第一項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　経済産業大臣は、第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を認可してはならない。

一　その申請に係る残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があること。

二　その申請に係る租鉱権者となろうとする者が前号の経済的開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三　その申請に係る租鉱権者となろうとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

第七十八条第一項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改める。

第七十九条第一項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条第二項中「採掘権の範囲内において、採掘権者」を「第二十一条第一項の規定により設定された採掘権（以下「一般採掘権」という。）の範囲内において、一般採掘権者」に改め、同項ただし書中「但し、採掘権」を「ただし、一般採掘権」に改める。

第八十条中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「採掘権の」を「一般採掘権の」に、「採掘権を」を「一般採掘権を」に改める。

第八十一条中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「三箇月以上」を「三月以上」に改める。

第八十三条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二　第八十七条において準用する第六十三条第二項の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第八十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第八十六条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六月以上休業したとき。

第八十五条中「採掘鉱区の減少による」を「一般採掘権者の採掘鉱区の減少による」に、「採掘権」を「一般採掘権」に改める。

第八十七条中「第四十四条第一項から第四項まで」を「第四十三条第一項から第四項まで」に、「第六十三条第二項から第四項まで」を「第六十三条第二項及び第三項」に、「租鉱権並びに」を「租鉱権及び」に改める。

第八十八条の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「錯そう」を「錯そう」に、「売渡」を「売渡し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第八十九条第一項中「経済産業局長は、同種」を「経済産業大臣は、一般採掘権者の同種」に、「当該採掘権者」を「当該一般採掘権者」に改め、同条第二項中「同種」を「一般採掘権者は、同種」に、「、採掘権者は、他の採掘権者」を「、他の一般採掘権者」に改め、同条第三項中「基く」を「基づく」に、「第四十五条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「、第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第二項」に改める。

第九十条中「とゝのわない」を「調わない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十一条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「当該採掘権者並びに当該採掘権」を「当該一般採掘権者並びに当該一般採掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十二条中「採掘権者」を「一般採掘権者」

に、「基き採掘権」を「基づき一般採掘権」に、「当該採掘権」を「当該一般採掘権」に改める。

第九十三条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、同条第二号中「当該採掘権」を「当該一般採掘権」に改め、同条第三号中「採掘権」を「一般採掘権」に改める。

第九十四条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十六条第一項中「採掘鉱区」を「一般採掘権者の採掘鉱区」に、「基き」を「基づき」に、「採掘権」を「一般採掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「採掘権の」を「一般採掘権の」に、「各採掘権者」を「各一般採掘権者」に改める。

第九十七条第二項中「当該採掘権者」を「当該一般採掘権者」に改める。

第九十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「当該採掘権」を「当該一般採掘権」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「経済産業局長は、採掘権者又は租鉱権者」を「経済産業大臣は、特定試掘権者又は採掘権者若しくは租鉱権者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

経済産業大臣は、第四十条第三項又は第七項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者（以下この条において「特定試掘権者」という。）の施業案を変更しなければその鉱区の完全な開発に資することができないと認めるときは、当該特定試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　鉱物の探査

（鉱物の探査の許可）

第百条の二　鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地
二　探査の期間
三　探査の方法
四　氏名又は名称及び住所
五　その他経済産業省令で定める事項

3　経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る探査を行うときは、当該許可証を携帯していなければならない。

5　第三項の許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

（探査の許可の基準）

第百条の三　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　その申請に係る者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第百条の五（第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

三　その申請に係る探査が、他人の鉱区で行われるものであつて、当該鉱区における他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

四　その申請に係る探査が、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る探査が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

（変更の許可等）

第百条の四　第百条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条の規定は、前項の許可について準用する。

3　第百条の二第一項の許可を受けた者は、同条第二項第四号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（探査の許可の取消し）

第百条の五　経済産業大臣は、第百条の二第一

項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

一　その者が行う探査の方法が第百条の三第一号の基準に適合しなくなつたとき。

二　第百条の三第二号イ又はハに該当するに至つたとき。

三　その者が行う探査が第百条の三第三号又は第四号のいずれかに適合しなくなつたとき。

四　第百条の七第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五　偽りその他不正の行為により第百条の二第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

（違反行為に対する措置）

第百条の六　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ずることができる。

一　第百条の二第一項又は第百条の四第一項の規定に違反して探査を行つた者

二　次条第一項の規定により付された条件に違反した者

（許可の条件）

第百条の七　第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第百条の八　第百条の二第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合においては、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る探査の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について経済産業大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2　第百条の三（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二号中「その申請に係る者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

（探査の許可を受けた者の相続）

第百条の九　第百条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、相続人（相続人が二以上ある場合においては、その全員の同意により当該許可に係る探査の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る探査の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

2　相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第百条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3　第百条の三（第二号イ及びロ並びに第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4　第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第百条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（国に関する特例）

第百条の十　国の機関が行う探査については、第百条の二第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その探査を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

（探査の結果の報告）

第百条の十一　経済産業大臣は、鉱物の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第百条の二第一項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第百一条の前の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第一項及び第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第百六条第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第五項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左に」を「次に」に改め、同条第六項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百六条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百七条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「写を」を「写しを」に改める。

第百十二条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「地方鉱業協議会」を「総合資源エネルギー調査会」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第百十七条第二項中「こえない」を「超えない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第百十九条の見出しを「（取戻し）」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第百二十条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二十二条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百二十三条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二十四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百二十六条から第百六十四条まで及び第六章の二を削る。

第百七十一条中「経済産業局長の」を削り、「審査請求」の下に「又は異議申立て」を加え、第七章中同条を第百二十六条とする。

第百七十二条第一項中「及び処分を行つた経済産業局長」を「又は異議申立人」に改め、同条を第百二十七条とする。

第百七十三条中「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、「第百七十一条」を「第百二十六条」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百七十四条中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、同条を第百二十九条とする。

第百七十五条中「処分の執行停止を」の下に「したとき、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止を」を加え、「、当該処分の相手方及び当該処分を行なつた経済産業局長」を「又は異議申立人及び当該処分の相手方」に改め、「第三十五条」の下に「（同法第四十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第百三十条とする。

第百七十六条の見出し及び同条第一項中「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条第二項中「裁決書」の下に「又は決定書」を加え、「第百七十三条」を「第百二十八条」に改め、同条を第百三十一条とする。

第百七十七条中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改め、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（裁定の申請）

第百三十三条　次に掲げる者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

一　第二十一条第一項（第四十四条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の許可に不服のある者（第二十九条第一項（第四十四条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する基準（第二十九条第一項第八号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

二　第二十九条第一項に規定する基準に適合していないことを理由とする第二十一条第一項の不許可に不服のある者

三　第四十条第三項又は第七項の許可に不服のある者（同条第一項に規定する基準（同項第五号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

四　第四十条第一項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の不許可に不服のある者

五　第四十一条第一項の許可に不服のある者（同条第三項に規定する基準（同項第七号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

六　第四十一条第三項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の不許可に不服のある者

七　第四十五条第一項の許可に不服のある者（同条第二項に規定する基準（同項第四号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

八　第四十五条第二項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の不許可に不服のある者

九　第五十三条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租鉱権の取消しに不服のある者

十　第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可に不服のある者（第百条の三（第百条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する基準（第百条の三第四号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

十一　第百条の三に規定する基準に適合していないことを理由とする第百条の二第一項又は第百条の四第一項の不許可に不服のある者

十二　第百条の三第四号に適合しなくなつたことを理由とする第百条の五の規定による第百条の二第一項の許可の取消しに不服のある者

十三　第百六条第一項の許可又は不許可に不服のある者

十四　第百七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用又は収用に関する裁決に不服のある者

第百七十八条を削る。

第百七十九条第三項中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を加え、同条を第百三十四条とする。

第百八十条の見出し中「審査請求」を「不服申立て」に改め、同条中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を、「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条を第百三十五条とする。

第百八十一条第二号中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四　第三十九条第一項の規定により鉱業申請をする者

五　第四十一条第一項の規定により採掘権の設定の申請をする者

第百八十一条第六号中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第十六号中「第百八十六条第一項」を「第百四十条第一項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第八号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　第五十一条の二第一項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者

十　第五十一条の三第一項の規定による届出をする者

第百八十一条第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十五条第一項の規定により鉱区の増減の申請をする者

第八章中第百八十一条を第百三十六条とする。

第百八十二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百八十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「鉱業出願人」の下に「、鉱業申請人」を加え、「立会を」を「立会いを」に、「若し調査日時」を「この場合においては、調査日時」に改め、同条を第百三十八条とする。

第百八十四条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、「関する出願」の下に「又は申請」を加え、同条第二号中「第二十六条」の下に「（第三十九条第四項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「、同条」を「、第二十六条」に改め、同条第三号中「第百八十二条」を「第百三十七条」に改め、同条第四号中「立会」を「立会い」に改め、同条を第百三十九条とする。

第百八十五条を削る。

第百八十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「人夫」を「人員」に改め、同条を第百四十条とする。

第百八十七条を削る。

第百八十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を第百四十一条とする。

第百八十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「第三十六条第二項、第四十五条第三項」を「第三十条第二項、第四十四条第三項」に、「第百八十四条」を「第百三十九条」に、「第四十条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項」に、「第百八十二条若しくは第百八十三条」を「第百三十七条若しくは第百三十八条」に改め、同条を第百四十二条とする。

第百八十九条の二第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第百四十三条とする。

第百九十条第一項中「及び経済産業局長」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第百九十条を第百四十四条とし、第八章中同条の次に次の二条を加える。

（権限の委任）

第百四十五条　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

（経過措置）

第百四十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百九十一条第一項中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「三百万円」に改め、同項第二号中「詐偽」を「偽り」に、「第二十一条第一項」を「鉱業権の設定又は移転」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者

第百九十一条第二項中「二十万円」を「百万円」に改め、第九章中同条を第百四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百四十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百条の二第一項又は第百条の四第一項の規定に違反して探査を行つた者

二　偽りその他不正の行為により第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可を受けた者

三　第百条の六の規定による命令に違反した者

第百九十一条の二を削る。

第百九十二条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六十三条第四項」を「第六十三条第三項」に改め、「含む。）」の下に「又は第六十三条の二第三項」を加え、同条第三号中「第百条第二項」を「第百条第三項」に改め、同条を第百四十九条とする。

第百九十三条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改

め、同条第四号中「第百九十条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第百九十条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号中「呈示しなかつた」を「提示しなかつた」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二　第七十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第百条の二第四項の規定に違反して許可証を携帯しないで探査を行つた者

四　第百条の七第一項の規定により付された条件に違反した者

五　第百条の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百九十三条に次の一号を加える。

九　第百四十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百九十三条を第百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百五十一条　第百条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第百九十四条中「前四条の」を「次の各号に掲げる」に、「外、その法人又は人」を「ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

一　第百四十七条第一項　一億円以下の罰金刑

二　第百四十七条第二項及び第百四十八条から第百五十条まで　各本条の罰金刑

第百九十四条を第百五十二条とする。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止）

第二条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に設定の登録がされた鉱業権（以下「旧鉱業権」という。）のうち石油を目的とする試掘権の存続期間については、第一条の規定による改正後の鉱業法（以下「新鉱業法」という。）第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　旧鉱業権のうち新鉱業法第六条の二に規定する特定鉱物（以下単に「特定鉱物」という。）を目的とする鉱業権は、新鉱業法第二十一条第一項の規定による設定を受けて鉱業権となったものとみなす。

2　この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の鉱業法（以下「旧鉱業法」という。）第二十一条第一項の規定による鉱業権の設定の出願であって、特定鉱物を目的とする鉱業権の設定に係るものは、新鉱業法第二十一条第一項の規定によりされた出願とみなす。

3　第一項の規定により新鉱業法第二十一条第一項の規定による試掘権の設定を受けたとみなされた試掘権者又は前項の規定により同条第一項の規定による試掘権の設定の出願をした者とみなされて同項の規定による試掘権の設定を受けた試掘権者は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による採掘権（当該試掘鉱区に重複してその目的となっている特定鉱物を目的とするものに限る。）の設定の出願をすることができる。

第四条　新鉱業法第五十一条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に相続その他の一般承継によって鉱業権を取得した場合については、適用しない。

第五条　旧鉱業権の鉱業権者に対する新鉱業法第五十五条の規定による鉱業権の取消し及びこの法律の施行の際現に存する租鉱権者に対する新鉱業法第八十三条の規定による租鉱権の取消しに関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

第六条　新鉱業法第七十条の二第二項の規定は、施行日前に鉱業権者が旧鉱業法第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合については、適用しない。

第七条　この法律の施行の際現に新鉱業法第百条の二第一項に規定する探査を行っている者は、施行日から起算して一月間（当該期間内に同項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法（以下「旧資源開発法」という。）第十六条の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金については、なお従前の例による。

第九条　前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に旧資源開発法の規定によってした処分、手続その他の行為については、旧資源開発法第三条の規定は、なおその効力を有する。

（鉱業抵当法の一部改正）

第十条　鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項中「採掘権」を「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条第一項ノ規定ニ依リ設定サレタ採掘権」に改め、同条第二項中「採掘権」を「前項ノ採掘権」に改める。

第四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣（鉱業法第百四十五条ノ規定ニ依リ同法第

五十七条第一項ニ規定シタル経済産業大臣ノ権限ガ経済産業局長ニ委任サレテイルトキハ当該経済産業局長）」に改める。

（鉱山保安法の一部改正）

第十一条　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「含む。）」の下に「及び第六十三条の二」を加え、同条第二項中「、経済産業局長と協議して」を削る。

（採石法の一部改正）

第十二条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に、「行なう」を「行う」に、「第百八十条」を「第百三十五条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替えるものとする。

第三十九条第二項中「第百七十九条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第十三条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「第百七十八条」を「第百三十三条」に改める。

第二十三条第一項中「鉱業出願人」の下に「、鉱業申請人」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の項中「第二十一条第一項」の下に「、第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項」を加え、「第四十二条」を「第五十一条の三第一項」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第十五条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に、「第百八十条」を「第百三十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替えるものとする。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正）

第十六条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十五条中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「第百八十条」を「第百三十五条」に改める。

第三十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第十七条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条後段を削る。

第四十八条中「含む。）」の下に「及び第六十三条の二」を加え、「、同法第三十三条第二項中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」と」を削る。

（深海底鉱業暫定措置法の一部改正）

第十八条　深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条後段を削る。

第三十九条中「、「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」と」を削る。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第十九条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第九項、第二十六条第一項及び第二十七条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中ヘを削り、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号ニ中「補助金」の下に「（交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号ヘ及びトにおいて同じ。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金に関する経理は、特別会計に関する法律第八十五条第一項の規定にかかわらず、エネルギー対策特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第八十八条第一項第一号の規定の適用に

ついては、同号中「チ　附属雑収入」とあるのは、「チ　鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第　　号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金
リ　附属雑収入」とする。

（経済産業省設置法の一部改正）

第二十二条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）」を「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）」に改める。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二十三条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年七月十四日

厚生労働委員長　津田弥太郎

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生、新型インフルエンザの予防接種の実施状況等に鑑み、新たな臨時の予防接種の実施方法を定める等所要の規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、新たな臨時の予防接種の対象となるインフルエンザの発生状況等を踏まえてその予算措置を講ずることになる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、改正後の予防接種法第六条第四項の緊急時における国のワクチン供給等の責任についての規定を踏まえ、新型インフルエンザ発生時におけるワクチンの確保及び流通の在り方については、ワクチンの製造販売業者、卸売販売業者等の意見を十分に踏まえ、従来の流通慣行及び行政上の運用の改善を図るべく検討し、結論を得ること。

二、損失補償に係る規定は、国内でのワクチンの生産体制の強化を図った上で、それでもなお国産ワクチンでは国内における需要を充たすことができない場合に初めてその適用を検討すること。また、損失補償契約の国会承認に当たっては、契約内容等について十分な情報を提供すること。

三、改正法附則第六条第二項の緊急時におけるワクチン確保等に関する流通業者等を含む関係者の役割の在り方等について検討する際には、製造販売業者に対する損失補償の在り方についても検討することとし、その場合においては、国産ワクチンと輸入ワクチンとの間で不合理な差異が生じないよう考慮すること。

四、国産ワクチンの研究開発力及び供給力の強化を図るため、一層の施策の充実強化に努めること。

五、今後の新型インフルエンザ対策においては、感染のリスクが高い病院、診療所、薬局などの医療従事者等に対するワクチンの優先接種の在り方について検討し、体制の整備に努めること。

六、改正法附則第六条第一項の検討規定を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン、

予防接種に関する評価の在り方など予防接種制度全般について検討し、早急に結論を得ること。

右決議する。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成二十三年七月八日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

（小字及び━は衆議院修正）

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律

（予防接種法の一部改正）

第一条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第六条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかつた場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

4　国は、第一項又は前項に規定する予防接種の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。

第七条中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二　市町村長又は都道府県知事は、第三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項若しくは第三項に規定する予防接種の対象者に対し、定期の予防接種（第三条第一項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。）であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（第六条第一項又は第三項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。）を受けることを勧奨するものとする。

2　市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防接種であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

第八条第一項中「第三条第一項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防接種」という。）」を「定期の予防接種」に、「第六条第一項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。）」を「臨時の予防接種（同条第三項に係るものを除く。）」に改め、同条第二項中「第三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種」を「前項」に改め、「臨時の予防接種」の下に「（第六条第三項に係るものを除く。）」を加える。

第九条中「第六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第二十条第三項中「平成十年法律第百十四号」の下に「。附則第六条第一項において「感染症法」という。」を加える。

第二十二条第二項中「により」の下に「前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）及び」を加える。

第二十四条中「第三条第一項」の下に「又は第六条第三項」を加える。

第二十五条中「第六条」を「第六条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十六条及び第二十七条を削る。

第二十八条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

附則に次の一条を加える。

第六条　政府は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日から五年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチン（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。）について、世界的規模で需給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつ

て、新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。）について、同法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）に限る。）を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約（以下「損失補償契約」という。）を締結することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の購入契約（当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。）を締結する場合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

3　政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約（次項の規定による国会の承認を受けることをその効力の発生の条件とするものに限る。）を締結することができる。

4　前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで損失補償契約を締結した場合には、政府は、速やかに、当該損失補償契約の締結につき国会の承認を求めなければならない。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正）

第二条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

目次中「第三章　特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約（第十一条）」を削る。

第一条中「とともに、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償することにより特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償する」を削り、「の円滑な実施」を「による健康被害の迅速な救済」に改める。

第二条第四項、第五条第二項及び第三章を削る。

附則第二条第二項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」の下に「（平成十四年法律第百九十二号）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九条、第二十二条第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に締結された第二条の規定による改正前の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第十一条の規定による契約については、なお従前の例による。

（新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例）

第三条　インフルエンザであって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この条において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（以下この条において「特定新型インフルエンザ」という。）、附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型インフルエンザを除く。）のうち第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は第一条の規定による改正後の予防接種法（以下「改正後予防接種法」という。）第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものに係る改正後予防接種法第三条第一項に規定する予防接種についての予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは「インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この項において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（以下この項において「特定新型インフルエンザ」という。）、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「平成二十三年改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法

第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型インフルエンザを除く。）のうち平成二十三年改正法第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は平成二十三年改正法第一条の規定による改正後の予防接種法（以下この項において「改正後予防接種法」という。）第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び平成二十三年改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものを除く。次項において同じ。」と、「同項」とあるのは「新法第三条第一項」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

　別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項中「第六条」を「第六条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（住民基本台帳法及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五十七の二の項

二　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第十九条の二（見出しを含む。）

（検討）

第六条　政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。）等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第一　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外九名発議）

賛成者（白色票）氏名　一二三名

愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯﨑　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
谷川　秀善君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
義家　弘介君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　上野ひろし君
江口　克彦君　小熊　慎司君
小野　次郎君　川田　龍平君
桜内　文城君　柴田　巧君
寺田　典城君　中西　健治君
松田　公太君　水野　賢一君

荒井　広幸君　片山虎之助君
中山　恭子君　藤井　孝男君
舛添　要一君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　大江　康弘君
長谷川大紋君

反対者（青色票）氏名　一一〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
川合　孝典君　川崎　稔君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小西　洋之君　小林　正夫君
小見山幸治君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷　亮子君　谷岡　郁子君
ツルネン　マルテイ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　エリ君　轟木　利治君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平田　健二君
平野　達男君　平山　幸司君
平山　誠君　広田　一君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　良信君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
亀井亜紀子君　自見庄三郎君
森田　高君　浜田　和幸君

日程第二　鉱業法の一部を改正する等の法律案
（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二九名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
川合　孝典君　川崎　稔君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷　亮子君
谷岡　郁子君　ツルネン　マルテイ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　エリ君
轟木　利治君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　良信君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君

石井　浩郎君　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　礒﨑　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
大家　敏志君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
熊谷　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
髙階恵美子君　谷川　秀善君
鶴保　庸介君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　祐介君
中原　八一君　中村　博彦君
二之湯　智君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　力君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
亀井亜紀子君　自見庄三郎君
森田　高君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　大江　康弘君
浜田　和幸君

反対者氏名　〇名

日程第三　予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付）

賛成者氏名　二二九名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
川合　孝典君　川崎　稔君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷　亮子君
谷岡　郁子君　ツルネン　マルテイ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　エリ君
轟木　利治君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　良信君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君

蓮　　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
大家　敏志君　岡田　直樹君
岡田　　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　　宏一君
岸　　信夫君　北川イッセイ君
熊谷　　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
髙階恵美子君　谷川　秀善君
鶴保　庸介君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　祐介君
中原　八一君　中村　博彦君
二之湯　智君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　橋本　聖子君
林　　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　　力君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
亀井亜紀子君　自見庄三郎君
森田　　高君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　大江　康弘君
浜田　和幸君

反対者氏名　　　　〇名

災害医療のあり方を検討する会議に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月十四日

川田　龍平

参議院議長　西岡　武夫殿

災害医療のあり方を検討する会議に関する質問主意書

現在、厚生労働省では、災害医療のあり方を検討する会議（以下単に「検討会」という。）を設ける準備をしていると聞く。東日本大震災という未曽有の大災害を経験し、これまでの災害医療への取組を総括し、より実効性が高く柔軟性のある災害医療への備えを検討することは非常に意義のあることだと考える。

検討会における議論が、個別事例の諸問題の解決策のみに終始するようであれば、今後発生しうるすべての災害に対応できる結論を導き出せるとは考えられない。

今回の大災害を経た日本は、災害に強いシステムを構築する必要があり、そのためには豊富な経験を有する有識者や実務者をバランス良く検討会に配置する必要があると考える。

そこで、検討会で議論されるべき、災害に強い地域の医療提供体制、災害時の医療連携及び緊急医療チームのあり方等について、以下質問する。

一　検討会において、以下の項目については具体的どのような戦略をもって議論をしていくのかについて、政府の見解を示されたい。

1　災害時アセスメントシート

2　カルテ

3　緊急医薬品等の検討

4　ＤＭＡＴから救護班までの連携

二　想定される災害の規模は、今回の東日本大震災等のような未曽有の大災害から、地域を限定された災害まで様々である。本質的には、発生した災害に応じて、必要となる災害医療のあり方は変わってくると考えるが、政府は、災害の規模に応じて柔軟な運用が可能である災害医療チームを編成しようという考えなのか。あるいは、どのような災害であっても、地域の医療提供体制が早期に回復できるような医療提供体制を構築することに重点を置いて、検討会における議論を進めるつもりであるのか。政府の見解を示されたい。

三　災害の種類は多種多様である。そのような意味では、国際救援活動などで豊富な経験を有する有識者や実務者を検討会に加えるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　医薬品・医療資機材の供給体制についても十分に検討を進める必要があると考えるが、検討

会において、災害に強い供給体制を構築するために、医薬品流通・製造の専門家などから意見を聴取し、何らかの措置を検討していく予定はあるのか。政府の見解を示されたい。

五　現在のＤＭＡＴは、あくまで災害発生から四十八時間以内の活動を想定して計画された緊急医療チームである。したがって、ＤＭＡＴの装備品は災害初動の医療提供を想定したものとなっていると理解している。また、ＤＭＡＴの任務は、災害拠点病院や救護班の側面支援であり、被災した現地の医療機関が復旧するまでに応急的な初期医療の提供やトリアージを実施することを目的としたチーム設計となっているはずである。こうしたＤＭＡＴの設立理念は、非常に高く評価されているものと考える。検討会では、このＤＭＡＴのもつ機能そのものも当然に検討するものと考える。そこで、政府は、災害に強い地域の医療提供体制の確立よりも、災害初動の支援業務を目的とするＤＭＡＴの機能を拡充する方向に施策を変更するつもりであるのか、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員川田龍平君提出災害医療のあり方を検討する会議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出災害医療のあり方を検討する会議に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

厚生労働省としては、今般の東日本大震災を踏まえ、今後、災害派遣医療チーム及び災害拠点病院の役割、災害時の医療機関等の連携の在り方等、災害医療等の在り方について検討を行うため、検討会を開催することとしているが、その進め方については現時点で未定であり、お尋ねの点についてお答えすることは困難である。

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月十五日

浜田　和幸

参議院議長　西岡　武夫殿

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書

平成二十三年六月八日から翌九日にかけて、中国軍の艦艇少なくとも十一隻が、沖縄本島と宮古島の間を通過し、太平洋へと向かった。

中国軍の艦艇は、平成二十二年四月にも同海域を通過しており、その際には沖ノ鳥島周辺で訓練を実施したとされている。

そこで以下のとおり質問する。

一　中国軍の潜水艦が、平成二十三年六月八日から翌九日にかけて、沖縄本島と宮古島の間を通過した事実があるのかについて明らかにされたい。

二　中国軍が、沖ノ鳥島周辺（我が国の領海内及びその周辺）で訓練を実施した場合、中国政府に対して抗議をする予定はあるのか。政府の見解を示されたい。

三　台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイは、南沙諸島の帰属をめぐって、中国と対立している。政府が、中国軍の海洋での動きに関して、これらの国々との間で情報を日常的に交換しているのかについて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用及び情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、その上で申し上げれば、一般に、沿岸国の領海において他国の軍隊が当該沿岸国の同意なく訓練を行うことは認められておらず、また、沿岸国の排他的経済水域において他国の軍隊が訓練を行う場合には、当該沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払って行わなければならないとされている。

三について

政府として、平素より必要な情報収集は行っているが、お尋ねは、第三国・地域間で生じている事案についての情報収集のための具体的活動に関するものであり、相手国・地域との関係もあることから、お答えを差し控えたい。

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月十五日

熊谷　大

参議院議長　西岡　武夫殿

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問主意書

議院内閣制を採用する憲法においては、内閣総

理大臣は、議会の多数派から選出される。国民と議会を媒介するのは、政党であり、政党は、憲法上予定された存在として、国家意思の形成に主導的な役割が期待されている。このような状況下では、政党を代表する者の選挙は、衆参両院での内閣総理大臣の指名選挙の前段階に位置付けられると考える。

　他方、憲法は、国民主権を基本原理とし、第十五条第一項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定め、国民に参政権を保障する。

　同項の意義に関しては、最高裁判所平成七年二月二十八日判決で、「憲法一五条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」と示された。

　以上を踏まえて、次の点について質問する。

一　民主党の代表選挙は、内閣総理大臣を実質的に選ぶこととなるものとして実施されている。民主党のホームページによれば、代表選挙では、党員・サポーターに投票権が一票付与される。同党の党員・サポーターについては、「党員は党の基本理念・政策に賛同する一八歳以上の個人（在外邦人および在日の外国人を含む）で年間六〇〇〇円の党費を納め、規約および規定に基づき、党の運営と活動等の決定に参画できます。サポーターは党あるいは党候補者を支援する一八歳以上の個人（在外邦人および在日外国人を含む）で年間二〇〇〇円の会費を納め、党の活動等に参画できる党の応援団という位置づけです。」とされ、国政選挙の参政権を有しない在日外国人が党員・サポーターになることを排除していない。

　民主党の代表選挙に在日外国人が参加することを認めるのは、在日外国人に参政権を付与するに等しいと考えるが、この考えについて政府はどう考えるか、その見解を明らかにされたい。

二　政党の位置付けに鑑みれば、一般論として政党の代表は、内閣総理大臣の指名を受ける可能性を有しており、在日外国人がその選挙への投票権を有することは、国民主権、憲法第十五条第一項に違反すると考えるが、政府の憲法認識はどうか、その見解を明らかにされたい。

　右質問する。

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

　お尋ねは、政党の代表者の選出という政党内の手続に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。なお、内閣総理大臣は、憲法第六十七条の規定により、国会議員の中から国会の議決で、これを指名することとされている。

アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月十七日

浜田　和幸

参議院議長　西岡　武夫殿

アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書

　アメリカ合衆国では、連邦政府が負うことのできる債務の上限額が法律によって決まっている。同国連邦政府の債務は、平成二十三年五月十六日、法定の上限額に到達した。同国連邦政府の債務が上限に達したことで、アメリカ国債償還の原資とする目的で新たにアメリカ国債を発行することができなくなっている。そして、法定の債務上限額が同国連邦議会により引き上げられない限り、同年八月にも同国連邦政府は資金不足に陥り、債務不履行を宣言するおそれがある。その場合、アメリカ国債の償還は極めて困難となる。

　他方、我が国は、多額のアメリカ国債を保有しており、かかる同国連邦政府の債務の状況に大きく影響を受ける立場にある。

　そこで以下のとおり質問する。

一　政府ないし日本銀行が現在保有しているアメリカ国債の額を明らかにされたい。

二　中国政府も多額のアメリカ国債を保有しているものと目される。政府は、売却を含むアメリカ国債の取り扱いに関する中国政府の動向を把握しているのかについて明らかにされたい。

三　政府ないし日本銀行は、アメリカ合衆国連邦政府の債務の状況を踏まえ、アメリカ国債を売却する予定があるのか。政府の見解を示されたい。

　右質問する。

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出アメリカ国債の保有と売却に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出アメリカ国債の保有と売却に関する質問に対する答弁書

一及び三について

政府は、本邦通貨の外国為替相場の安定を実現するために必要となる外国為替等の売買等を円滑に行うため外国為替資金を置き、同資金において米国債を中心に外貨証券を保有しているが、発行国別の保有額や売買の予定等については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、公表しないこととしており、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。日本銀行も同様の理由で、これらについては公表しないこととしていると承知している。

なお、政府としては、米国債は国際的に信認されており、その安全性及び流動性が維持されていると考えていることから、外国為替資金の保有対象として、米国債は引き続き適切な資産であると考えている。日本銀行も同様の考えであると承知している。

二について

中国政府による米国債の保有額は公表されておらず、承知していないが、我が国政府としても中国の外貨準備の動向は注視しており、国家外貨管理局の「外貨管理概覧」によると、中国政府は、外貨準備については、米ドルを主体として、「安全性、流動性及び価値増加」の実現を目的として運用すべきものとしていると承知している。

東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月十七日

浜田　和幸

参議院議長　西岡　武夫殿

東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災とそれに伴う津波により、岩手県、宮城県、福島県等で大量のがれきが発生した。そして、これらのがれきの多くは現在も現場に残されている。

そして、これらのがれきの中には、福島第一原子力発電所の事故の影響で放射性物質が付着したものもあり、通常の廃棄物として処理することが困難なものも存在する。

そこで以下のとおり質問する。

一　原子力発電所を廃炉にする際には、クリアランス制度が存在し、年間十マイクロシーベルト以上の放射線被曝リスクがある廃棄物については、「放射性廃棄物」としての処理が要求されている。東日本大震災に関連して発生したがれきの処理についても、同様の基準を適用するのか。政府の見解を示されたい。

二　東日本大震災に関連して発生したがれきの処理について、クリアランス制度と同様の基準を適用しない場合、かかるがれき処理について適用すべき「放射性廃棄物」に関する基準は存在するのか。基準の存否と存在する場合の内容について明らかにされたい。

三　東日本大震災に関連して発生したがれきの処理に適用すべき「放射性廃棄物」に関する基準が存在しない場合、年間何マイクロシーベルト以上の放射線被曝リスクがある廃棄物について「放射性廃棄物」としての処理を要求するつもりなのか。政府の見解を示されたい。

四　東日本大震災に関連して発生したがれきの処理に適用すべき「放射性廃棄物」に関する基準が存在する場合、がれきの量が膨大であり、迅速な処理が必要であることに鑑み、法律又は政令等をもって、東日本大震災に関するがれきの処理に限り異なる基準を設定する予定はあるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のクリアランス制度は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に基づいて定められた、原子力事業者等が工場等において使用した資材等に適用されるものであり、東日本大震災により、それ以外の場所において生じた瓦礫(れき)に適用されるものではない。

二から四までについて

お尋ねの「「放射性廃棄物」に関する基準」について、法令に基づくものは存在しないが、政府としては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成二十三年六月三日原子力安全委員会決定）を踏まえ、東日本大震災により生じた放射性物質に汚染されたおそれのある瓦礫の処理に向けて取り組んでまいりたい。

有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十日

加藤　修一

参議院議長　西岡　武夫殿

有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書

水質汚濁防止法では、有害物質の使用自体に対する規制はなく、排水や地下浸透といった排出段階でその濃度を規制するのみである。リスク管理

の観点からは、可能な限り、有害物質の代替化や低減化を図ることで、環境中に排出される有害物質の総量も削減していくべきである。また、施設の使用廃止後においても適切な対応が求められる。

そこで、以下質問する。

一　リスク管理の必要性について

今後は、リスクトレードオフにも十分注意した上で、ＰＲＴＲ制度を通じて事業者の自主的な管理の改善を一層促進すること、また、ＳＡＩＣＭの精神に則ることなどにより、リスク管理の視点を重視し、新たなリスクの増加にも十分注意しつつ、使用される有害物質の代替化や低減化を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　リスクコミュニケーションの重要性について

有害物質を取り扱う事業場のある地域の住民の安全・安心を確保するため、当該事業者は、有害物質の処理状況や排出状況等に関し、日頃から情報公開に努め、地域住民とのリスクコミュニケーションを推進するとともに、地下水汚染が発生した場合にも、速やかな情報公開を行う必要がある。リスクコミュニケーションの重要性とこうした取組を促進する必要性について、政府の見解を示されたい。

三　施設の使用廃止後の地下水汚染の未然防止対策の在り方について

１　改正水質汚濁防止法に基づく地下水汚染の未然防止対策は、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を使用している間のみ義務付けられるものである。しかしながら、施設の使用廃止後の地下水汚染の未然防止対策も重要であり、廃止の届出の際には、土壌汚染に伴う地下水汚染への波及が懸念されることから、有害物質の除去や適正処分について確認をするなどの対応が必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

２　倒産などにより廃止の届出がされず施設の管理が行われていない場合にも、残された有害物質の漏洩・地下浸透防止対策について汚染者負担の原則（ＰＰＰ）に基づいて、適切な対応が求められるが、政府の方針を示されたい。

四　土壌汚染対策法第三条調査の在り方について

１　土壌汚染対策法第三条では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査が義務付けられているが、有害物質貯蔵指定施設については条文上の規定がない。

しかしながら、有害物質使用特定施設以外の施設に係る地下水汚染も確認されているほか、改正水質汚濁防止法では、有害物質貯蔵指定施設は有害物質使用特定施設と同様の措置の対象となる。また、有害物質貯蔵指定施設が必ずしも有害物質使用特定事業場内にあるとは限らないことも踏まえ、今後、土壌汚染対策法第三条の規定の在り方について、検討していく必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

２　第三条調査は、当該土地が引き続き工場又は事業場の敷地として利用される場合には、都道府県知事の確認を受けることでその実施が猶予されることになっている。

したがって、使用が廃止された有害物質使用特定施設であっても、工場又は事業場の敷地内である間は調査を行わず、住宅地などに転用する際に調査を行うことになっている。

しかしながら、使用が廃止されてからは改正水質汚濁防止法に基づく構造等の基準は適用されなくなるため、こうした対応では、暴露の防止は図られても、汚染の未然防止は図られず、問題があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五　東日本大震災による倒壊後の工場跡地の適正な対応について

大震災後の瓦礫からのアスベスト、ＰＣＢ等の飛散による健康被害が懸念されているところであるが、倒壊したアスベスト関係施設（アスベスト使用建物）の数、及びＰＣＢ保管施設数と保管量を明らかにされたい。

また、同施設からのＰＣＢを含んだトランス、コンデンサーなどの回収個数を示されたい。

六　東日本大震災におけるボランティア活動者等に対するアスベスト、ＰＣＢ等の安全対策の周知徹底について

東日本大震災におけるボランティア活動者等に対し、マスクなどの着用等、具体的な安全対策の周知徹底は行われているのか、明らかにされたい。

七　後年における中皮腫等の発症のリスクに対応できる存在立証の仕組みの構築について

東日本大震災におけるボランティア活動者等に対するアスベスト対策の一環として、二十年～三十年後に中皮腫等の罹患が診断された際に、当該地域での作業等の存在立証などが明確になるような仕組みを作るべきであると考えるが、政府としてどのように対応するのか明らかにされたい。また、今後の石綿健康被害救済法の改正に向けた政府の議論の中では取り上げられたのか、併せて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員加藤修一君提出有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下「化管法」という。）に基づき、化管法第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者が同条第二

項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量を主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成十二年環境庁・通商産業省告示第一号）を制定すること等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進している。また、第三次環境基本計画（平成十八年四月七日閣議決定）に基づき、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（ＳＡＩＣＭ）に沿って、国際的な観点に立った科学的な環境リスク評価の推進や、有害な化学物質を代替するための技術開発も含めた効果的・効率的な環境リスク管理の推進等の取組を実施している。

　これらの取組により、例えば第一種指定化学物質の環境への排出量が平成十三年度の約三十一・三万トンから平成二十一年度の約十七・六万トンに減少する等、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の代替や排出の低減は進んでいると考えられるところであり、政府としては、なお一層の化学物質の環境リスクの低減に向けて、引き続き最新の科学的知見を踏まえつつ、科学的な環境リスク評価、効果的・効率的な環境リスク管理等の取組を進めてまいりたい。

二について

　御指摘のとおり、リスクコミュニケーションは重要であると認識しており、その推進を図ることができるよう、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号。以下「改正法」という。）の施行までに事業者等向けのマニュアルを作成することとし、御指摘の内容についても、今後、関係する検討会において外部有識者による検討を進めてまいりたい。

三及び四について

　改正法において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等の遵守義務が創設されるとともに、これらの施設の定期点検やその結果の記録等が新たに義務付けられたところである。都道府県知事においても、これらの施設の状況を詳細に把握できるようになることから、御指摘の点について、改正後の水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行状況等を十分に見極めた上で検討してまいりたい。

五について

　倒壊した石綿関係施設（石綿使用建物）の数並びにポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）の保管施設の数、当該施設におけるＰＣＢの保管量並びに当該施設からのＰＣＢを含んだトランス及びコンデンサの回収個数については、把握していない。なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定に基づき届出が行われている同法第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況については、関係県市による調査の結果、平成二十三年六月二十日時点において、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県においてトランス三十六台、コンデンサ八十六台が保管場所にないことが確認されている。

六について

　お尋ねの安全対策の周知徹底については、首相官邸や環境省等のホームページにおいてボランティア等への石綿に関する基礎知識の情報提供等を行っているところである。また、ボランティアを受け入れる被災地の地方公共団体に対して、ボランティア等への石綿対策に関する情報提供及び防じんマスクの着用方法についての周知徹底を依頼するとともに、ボランティアを送り出す被災地以外の地方公共団体に対しては、被災地に入る予定のボランティアが防じんマスク等の装備を持参するよう注意喚起を依頼しているところである。なお、防じんマスクについては、関係省庁において無償配布等を行ってきたところである。

　さらに、石綿及びＰＣＢが混入した廃棄物の取扱いに関して、被災地の地方公共団体に、飛散防止等の安全対策について周知徹底を依頼するとともに、環境省のホームページにおいて周知しているところである。

七について

　東日本大震災におけるボランティア等の個々の作業の内容や期間等の把握は、従事する作業の内容や期間が多岐にわたること等のため困難と考えているが、政府としては、石綿の飛散している可能性が高い地域を含めて大気環境モニタリングを実施しており、その数値も参考にしながら、引き続き必要な未然防止策を図ってまいりたい。また、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）については、平成二十三年六月に中央環境審議会の答申「石綿健康被害救済制度の在り方について」が取りまとめられたところであるが、その中で、「東日本大震災により、倒壊した建築物等からの石綿飛散が懸念され、それによる健康被害が将来起こるおそれも存在することから、引き続き、こうした未然防止策の推進を図ることが重要である」と指摘されているところであり、このような指摘も踏まえ、適切に対応してまいりたい。

改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十日

加藤　修一

参議院議長　西岡　武夫殿

改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問主意書

本年六月十四日に成立した「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（以下「改正水質汚濁防止法」という。）の基になった中央環境審議会の答申では、「有害物質による地下水汚染が発生した場合

には、一般に事業者が負担すべき浄化対策等の事後対策に要する費用は、未然防止の措置に要する費用に比べて膨大である。予め未然防止のための措置を講じることは、事業者が負担すべき費用の軽減や安定した事業の継続につながるものである。」と指摘されている。

　そこで、以下質問する。

一　事業者の取組に対する支援措置について

　改正水質汚濁防止法で義務付けられる地下水汚染の未然防止対策を行うことは、事業者のためにもなることであるが、こうした取組が積極的に行われるためには、事業者に何らかのインセンティブを与える仕組みを検討することも必要である。

　こうした仕組みとして、積極的な取組を行う事業者に対する低利融資制度や税制優遇措置の適用なども考えられる。

　また、改正水質汚濁防止法に係る周知に際しては、政府系金融機関による低利融資制度などの助成措置を併せて記載したマニュアルを配布し、周知徹底を図るべきである。このようなインセンティブを与える仕組みについて、政府としての見解を示されたい。

二　電気めっき業界等の中小零細企業に対する支援措置の創設について

　特に、電気めっき業界やクリーニング業界等は、その大部分が中小零細企業であり、改正水質汚濁防止法で義務付けられる地下水汚染の未然防止対策による経営上の負担が懸念されている。

　改正水質汚濁防止法の施行に際しては、既存施設に対する弾力的措置を講じるとともに、こうした中小零細企業の取組を支援するため、国、都道府県、産業界が出えんする基金をつくり、中小零細企業の対策費用の助成を行う仕組みを設けるなどの対応が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

三　有害物質の地下浸透検知技術等の研究開発の促進について

　地下水汚染の未然防止対策を低コストで行うことができれば、事業者の更なる負担軽減が図られる。特に、目視が難しい地下貯蔵設備等からの有害物質の地下浸透を低コストで検知できる技術等について、研究、技術開発の促進が望まれるが、今後の方針を示されたい。

四　定期点検の在り方について

1　改正水質汚濁防止法では、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、定期点検を義務付けているが、どのような項目について、どのくらいの頻度で点検すればよいのか、政府の見解を示されたい。

2　定期点検の結果、漏洩や地下浸透が見つかった場合、基準遵守義務により、更なる漏洩や地下浸透を防止するための措置がとられることになるが、地下水を測定する義務まではない。ガイドラインや指導の徹底により、地下水の測定が図られるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

3　定期点検の結果に問題がない場合でも、結果やその保存記録をいかした施設管理や作業手順の改善を行うなど、結果やその保存記録の効果的な活用を促進すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

4　大規模地震の際には、床面や配管に亀裂が生じるなど、施設が損傷を受けることが想定される。こうした損傷をいち早く発見して有害物質の漏洩・地下浸透を防止するという観点から、災害時の緊急点検の在り方について検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

　右質問する。

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣　菅　　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員加藤修一君提出改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

　水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号。以下「改正法」という。）において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造基準等の遵守義務及び有害物質使用特定施設等について定期点検を行う義務が設けられたところであり、その構造基準等の具体的内容及び定期点検の具体的方法については、今後、専門家及び関係業界の参画する検討会（以下「検討会」という。）において検討することとしている。また、改正法の施行までに、マニュアル等の作成及び配布により改正法の内容について周知徹底を図ることとしており、当該マニュアルにおいて低利融資制度の助成措置を併せて記載するなど、事業者の取組に対する支援を行ってまいりたい。

二について

　改正法附則第四条において、現に有害物質使用特定施設等を設置している一定の者については、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務等の規定は、適用しないこととしている。

　また、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の具体的内容については、今後、検討会において既存施設における実施可能性に配慮して検討するとともに、検討会で作成するマニュアルにおいて低利融資制度の助成措置を併せて記載すること等により、中小零細企業を含む事業者の取組に対する支援を行ってまいりたい。

三について

　御指摘の「有害物質の地下浸透を低コストで検知できる技術等」については、その活用事例も含め、今後開催する検討会等において情報を収集してまいりたい。

四の1、3及び4について

　お尋ねの定期点検の項目・頻度、定期点検結

果の記録の効果的な活用、災害時の緊急点検の在り方等については、今後開催する検討会等において検討してまいりたい。

四の2について

政府としては、有害物質使用特定施設等について構造基準等を遵守させることや定期点検の実施により地下水汚染の未然防止を図ることとしており、今後とも水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適切な運用に努めてまいりたい。

病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十日

上野　通子

参議院議長　西岡　武夫殿

病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書

政府はこのたび、電力の安定供給に不安を抱えている東京電力・東北電力管内において、「救命救急センター施設等の自家発電設備の整備に要する費用の一部補助」として本年度第一次補正予算に十三億円を計上した。これに関して以下のとおり質問する。

一　自家発電設備の整備費用について政府の予算措置の対象になっているのは、重篤患者を二十四時間体制で受け入れる「救命救急センター」と、ハイリスク妊産婦の受け入れや高度新生児医療を行う「総合周産期母子医療センター」のうち、電力の確保が困難になると見込まれる施設に限定されている。予算措置を講じる目的と、対象をこれらの施設に限定した理由について政府の見解を明らかにされたい。また、対象施設が合計いくつの施設になるのかについても明らかにされたい。

二　「救命救急センター」や「総合周産期母子医療センター」のような高度な医療を提供する大型病院のみならず、多くの患者を抱える地域の中核病院でも自家発電設備に対する需要は大きい。今後、予算措置の対象を地域の中核病院にも広げる考えはないのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員上野通子君提出病院向け自家発電設備の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出病院向け自家発電設備の整備に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、平成二十三年度第一次補正予算において、東日本大震災の影響により電力不足が見込まれる地域に所在する救命救急センター及び総合周産期母子医療センター（以下「救命救急センター等」という。）を対象に、これらの診療機能を維持するのに十分な電力を確保することを目的として、自家発電設備の整備に対する補助を行うこととし、そのための経費として約十三億円を計上したところである。当該補助の対象を救命救急センター等としたのは、救命救急センター等については、停電により医療機器等が使用不能となった場合、重篤な救急患者やハイリスクの妊産婦、新生児等に必要な緊急かつ高度な医療の確保が困難となるなど、他の医療機関と比べ、直ちに患者の生命に危険が及ぶ可能性が高いと考えられるからである。

お尋ねの施設数については、当該補助に係る申請期限が本年九月三十日であることから、現時点でお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「地域の中核病院」の意味するところが必ずしも明らかではないが、救命救急センター等以外の医療機関における自家発電設備の整備に対する補助については、停電時における診療機能の維持の必要性が救命救急センター等と同程度であるかといった点も考慮しつつ、今後検討してまいりたい。

東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十日

上野　通子

参議院議長　西岡　武夫殿

東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問主意書

政府は東日本大震災の被災者や復興支援のため、東北地方を中心とした高速道路で、通行料の無料化を開始した。これに関して以下のとおり質問する。

一　無料化の対象路線となっているのはＮＥＸＣの高速道路が東北自動車道や常磐自動車道など十一道路、その他の有料道路が九道路と耳にしている。これらの対象路線のうち、無料化の対象エリアは東北自動車道で福島県の白河以北、常磐自動車道で茨城県の水戸以北となっている。このように対象エリアの線引きを決定した理由について、政府の見解を明らかにされたい。

二　常磐自動車道は北関東の水戸以北が無料化の対象エリアになっているのに、東北自動車道は北関東が対象エリアになっていないことに大きな疑問を感じている。栃木県は東日本大震災の被災地であると同時に、福島県などから多くの避難者を受け入れている。また、宇都宮市内にある日本赤十字社栃木県支部が、まさに東北地

方に支援物資を送るための物流拠点になっている。宇都宮エリアを無料化の対象に加えるべきと考えるが、追加的に対象エリアを広げる考えがあるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員上野通子君提出東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「無料化」については、平成二十三年六月二十日から、東日本大震災による被害の状況や、復旧・復興のための支援物資等の円滑な輸送を図るという観点を踏まえ、また、道路交通に与える影響も考慮した上で、東北縦貫自動車道の白河インターチェンジ以北の区間、常磐自動車道の水戸インターチェンジ以北の区間等の対象区間内のインターチェンジから高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）又は地方道路公社の管理する有料道路（以下「高速道路等」という。）を利用する、東日本大震災の被災者が使用する車両等、及び当該対象区間内のインターチェンジまで高速道路等を利用する東日本大震災の被災者が使用する車両等を対象として実施しており、国土交通省としては、現時点で、御指摘のように「追加的に対象エリアを広げる」ことは考えていない。

なお、栃木県に居住又は避難している東日本大震災の被災者が使用する車両等であって、当該対象区間内のインターチェンジから、又は当該対象区間内のインターチェンジまで高速道路等を利用するものは、同県内の区間も含めて無料通行が認められている。

日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十二日

田村　智子

参議院議長　西岡　武夫殿

日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問主意書

私が提出した「日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一七七第一八六号。以下単に「答弁書」という。）は、質問に対して明確に答弁しておらず遺憾である。また、答弁に関して新たな疑問も生じたので以下再質問する。

一　答弁書「一について」において「東日本大震災以降に日本政府に対して外国政府及び国際機関から提供されたお尋ねの「線量計等放射線検出器」であって、現時点において把握しているものについて、①提供した国又は国際機関、②提供された年月日、③放射線検出器の種類、④放射線検出器の機種名及び数量」の一覧が十六件に分類され明らかとなったが、十六件それぞれについて、受け入れた政府機関の名前、当該受け入れ政府機関から別の機関への提供の有無、当該受け入れ政府機関から別の機関に提供されている場合はその提供を決定した機関の名前、当該受け入れ政府機関から提供を受けた政府機関又は現在保有している機関の名前を明らかにされたい。また、同様に「東日本大震災以降に日本政府に対して国内外の特定非営利活動法人及び民間企業から提供されたお尋ねの「線量計等放射線検出器」であって、現時点において把握しているものについて、①提供した特定非営利活動法人又は民間企業、②提供された年月日、③放射線検出器の種類、④放射線検出器の機種名及び数量」の一覧が三件に分類され明らかとなったが、三件それぞれについて、受け入れた政府機関の名前、当該受け入れ政府機関から別の機関への提供の有無、当該受け入れ政府機関から提供を受けた政府機関又は現在保有している機関の名前を明らかにされたい。

二　外国政府及び国際機関、国内外のＮＰＯ、民間企業から日本政府に対して提供された放射線検出器の活用状況等については「調査に膨大な時間が掛かるため、お答えすることは困難である」との答弁であったが、国民や国会との関係はもちろん、これらの放射線検出器は東京電力福島第一原子力発電所の事故対応のため外国政府やＮＰＯ等の善意で提供を受けたものであり、信義上もその活用状況について本来明らかにすべきと考える。政府の見解を明らかにされたい。

三　現に日本政府が保有している放射線検出器に関する保有状況や活用状況についても「調査に膨大な時間が掛かるため、お答えすることは困難である」との答弁であった。日本政府が保有している放射線検出器で日本政府外から提供を受けたもの以外は予算の執行によって日本政府が保有するに至ったものであり、その保有状況及び活用状況について国民と国会に明らかにすべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四　答弁書「五について」において「放射線検出器のうち、いまだ使用されていないものについては、保有しているそれぞれの政府機関において、今後、関係機関とも調整の上、活用方針を決定することとなる」と答弁しているが、「保有しているそれぞれの政府機関」の名前を明らかにされたい。また、「関係機関」の名前について「保有しているそれぞれの政府機関」毎に明らかにされたい。さらに、政府機関が保有している放射線検出器のうち、いまだ活用されていないものについては、保有状況を把握した上で内閣もしくは原子力災害対策本部として活用方針を決定すべきではないか。

五　答弁書「六について」において「放射線検出器の更なる配布については、政府等による環境モニタリングの結果等を踏まえて適切に対応してまいりたい」と答弁しているが、地方自治体では住民の不安に応え線量測定を始めている。これに対し政府は自ら保有している放射線検出器の提供も含めた新たな支援策を検討すべきではないか。

右質問する。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員田村智子君提出日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田村智子君提出日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「十六件」について、先の答弁書（平成二十三年六月十四日内閣参質一七七第一八六号）一について示した順に、①受け入れた政府機関、②当該政府機関から別の機関等への提供の有無、別の機関等への提供がある場合には、③当該提供の決定をした政府機関及び④政府機関から提供を受けた機関等を示すと、以下のとおりである。

①緊急災害対策本部　②有　③緊急災害対策本部　④防衛省

①緊急災害対策本部　②有　③緊急災害対策本部　④総務省、防衛省及び東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④原子力災害現地対策本部、厚生労働省、福島労働局、農林水産省、独立行政法人産業技術総合研究所及び福島県

①農林水産省　②無

①厚生労働省　②無

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④原子力災害現地対策本部、飯舘村及び東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④原子力災害現地対策本部、国土交通省、福島県、鹿嶋市、財団法人新日本検定協会及び東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④原子力災害現地対策本部、独立行政法人産業技術総合研究所及び東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④福島県及び東京都

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④福島県、東京都及び東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④東京電力株式会社

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④原子力災害現地対策本部

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④原子力災害現地対策本部、農林水産省及び公益社団法人福島県トラック協会

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害対策本部　④東京電力株式会社

また、お尋ねの「三件」について、先の答弁書一について示した順に①受け入れた政府機関、②当該政府機関から別の機関等への提供の有無、別の機関等への提供がある場合には、③政府機関から提供を受けた機関等を示すと、以下のとおりである。

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害現地対策本部

①原子力災害対策本部　②有　③原子力災害現地対策本部

①原子力災害対策本部　②有　③川俣町

二について

お尋ねの「外国政府及び国際機関、国内外のNPO、民間企業から日本政府に対して提供された放射線検出器の活用状況等」については、調査に膨大な時間が掛かるため、お答えすることは困難であるが、受け入れた各機関等において、警戒区域への一時立入り等に活用されているものと承知している。

三及び四について

お尋ねの「現に日本政府が保有している放射線検出器」の保有状況について、現時点で把握している限りで示すと、内閣官房が一、内閣府が三十、原子力災害対策本部が二千二百三十六（うち原子力災害現地対策本部二千百七十一）、宮内庁が一、警察庁が八千四百三十九、総務省が一万二千三百八十四、法務省が四十八、財務省が五百五、文部科学省が二千八百六十三、厚生労働省が百五十八、農林水産省が三百四十七、経済産業省が四百三十一、国土交通省が四百八十七、環境省が三十及び防衛省が十一万二千九百七十二となっており、これらは、主として環境中の放射線量の測定等に使用されているものと承知しており、また、いまだ使用されていないものについては、保有しているそれぞれの政府機関等において、今後、被災した地方公共団体や東京電力株式会社等の関係機関等とも調整の上、活用方針を決定することが適切と考えるが、お尋ねの「活用状況」の詳細、いまだ使用されていない放射線検出器を保有している「政府機関」及びその政府機関ごとの「関係機関」については、調査に膨大な時間が掛かるためお答えすることは困難である。

五について

独自に環境中の放射線量の測定を実施している地方公共団体があることは承知しており、放射線検出器の提供も含めて、今後、政府として新たな支援策を講じるかどうかについては、政府等による環境モニタリングの結果等を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十二日

若林　健太

参議院議長　西岡　武夫殿

今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問主意書

一　菅総理は本年五月、G8ドーヴィル・サミットにおいて、二〇二〇年代のできるだけ早い段階で、発電電力量に占める自然エネルギーの割合を少なくとも二十パーセントにするという目標を国際公約した。

これは現行のエネルギー基本計画の内容から十年程度前倒しした目標であるが、以下の点について、どのような前提に立って当該発言をしたのか、明らかにされたい。

1　目標達成年度の総発電電力量

2　目標達成年度の総発電電力量に占める原子力、石炭、石油の各割合

3　目標達成までの累積投資総額、その内、住宅・建物の省エネ化に関して見込まれる投資額

二　原子力発電所について、現行のエネルギー基本計画では、二〇三〇年までに少なくとも十四基以上の新増設と設備利用率約九十パーセントを目指すとしているが、今後、新増設をどのようにするのか、政府の方針を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員若林健太君提出今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての方針に関する質問に対する答弁書

一について

「エネルギー基本計画」(平成二十二年六月十八日閣議決定)に基づき、平成四十二年度における発電電力量の合計に占める再生可能エネルギー等による発電電力量の割合は、約二割になると試算していたところであるが、先の主要国首脳会議で菅内閣総理大臣が表明した再生可能エネルギーに関する目標は、これをできるだけ前倒しして実現するという趣旨のものである。

いずれにせよ、政府としては、当該目標の実現に向けて、固定価格買取制度、技術開発、規制緩和等の政策を総動員して取り組んでまいりたい。

二について

現在最も重要なことは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故をいかに収束させるかということであり、政府として、事態の収束に最善を尽くしているところである。その上で、事故の原因について徹底的な検証を行いつつ、原子力発電所の新増設を含む今後のエネルギー政策の在り方について、国民各層の御意見を踏まえて検討を進めてまいりたい。

「君が代」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十二日

山谷えり子

参議院議長　西岡　武夫殿

「君が代」に関する質問主意書

一　平成十一年七月一日(第一四五回国会)の衆議院内閣委員会における西村眞悟委員からの「国旗及び国歌に関する法律案」に関する質問に対し、竹島一彦内閣総理大臣官房内政審議室長から「慣習として明治政府になりましてから国歌として君が代が選定された」との答弁があったが、当該答弁にある明治政府が選定した国歌としての君が代の歌詞を示されたい。

二　「国旗及び国歌に関する法律」(平成十一年八月十三日法律第百二十七号)第二条は「国歌は、君が代とする。」としているが、ここで規定される「君が代」は、一の答弁にある「慣習として明治政府になりましてから国歌として選定された」君が代を指すものか否かを示されたい。

三　「国旗及び国歌に関する法律」の別記第二は国歌「君が代」の歌詞を、

君が代は　千代に八千代に　さざれ石の　いわおとなりて　こけのむすまで

としている。この歌詞は同法別記第二の「二　楽曲」欄に「古歌」とあるように和歌に由来するが、これは「現代仮名遣い」に関する内閣告示第一号(昭和六十一年七月一日)に定める「現代文のうち口語体」であるのか否かを示されたい。

四　大阪府は、府内の公立学校教職員に国歌斉唱時の起立を義務付けた「君が代起立条例」を公布・施行した。同条例は「府立学校、府内の市町村立学校の行事で行われる国歌斉唱で、教職員は起立により斉唱する」と規定している。また、最高裁は本年五月三十日に、東京都立高校の元教諭に対する国歌斉唱時の起立命令を合憲とする初判断を示した。教育現場では、現在も一部の教員による国歌斉唱時の起立が行われない状況があるが、大阪府の条例制定や最高裁判決を受けて、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出「君が代」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出「君が代」に関する質問に対する答弁書

一について

明治政府において「君が代」を公示したものとしては、明治二十六年八月十二日の文部省告示第三号において、「小學校ニ於テ祝日大祭日ノ

儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞並楽譜別冊ノ通採定ス」として、「君が代」の歌詞及び楽曲を告示した例があり、同告示における「君が代」の歌詞については、独立行政法人国立公文書館のホームページにおいて画像データ（http://jpimg.digital.archives.go.jp/JPEG/5PJN.jpg）が公開されているところである。

二について

国旗及び国歌に関する法律（平成十一年法律第百二十七号）第二条は、長年の慣行により国歌として国民の間に広く定着している「君が代」を、国歌と定めたものである。

三について

お尋ねの「君が代」の歌詞は、古歌に由来するという意味では「現代仮名遣い」（昭和六十一年内閣告示第一号）にいう「現代文のうち口語体のもの」に当たらないものと考えるが、政府においては、先の答弁書（平成二十二年八月二十日内閣参質一七五第三二号）一についてでお答えしたとおり、法律を起案する際には現代仮名遣いを用いているところである。

四について

学習指導要領においては「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としているところ、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるものであり、入学式や卒業式における国歌斉唱の具体的な実施方法については、こうした行事の意義を踏まえ、教育委員会や校長が適切に判断するものと考えている。

検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十二日

山谷えり子

参議院議長　西岡　武夫殿

検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書

今春、検定を通過した中学校用教科書については、今夏に全国の教育委員会・私立中学校において、使用する教科書を選ぶ「教科書採択」が行われる。

平成十八年に教育基本法が改正されて以来、初の教科書検定となり、同法に則った質の高い教科書で子供たちが学べることを期待しているところである。しかしながら、検定を通過した中学校用教科書の中に、朝鮮人の徴用について、従来政府が発表していた内容と異なる記述がある。

そこで、以下質問する。

一　朝鮮人徴用労務者が導入されたのは、いつからいつの間か。

二　日本政府は、昭和二十一年三月にＧＨＱ指令に基づいて、六十五万人の残留朝鮮人に帰還希望の有無を聞いたとされているが、どのような方法で希望を聞いたのか。

三　残留朝鮮人のうち帰還希望者には、日本政府により便宜が与えられ、引きあげの配船もなされたとされているが、どのような形で、どのくらいの者が引きあげたのか。

四　外務省発表集第十号の五十一頁（記事資料昭和三十四年七月十一日）では、在日朝鮮人の外国人登録票について、渡来の事情を調査した結果、戦時中に徴用労務者としてきたものは二百四十五人にすぎないことが明らかとなったとされているが、この調査は今も有効か。

五　検定を通過した中学校用教科書の中には、「二〇〇八年現在、日本には五十九万人の在日韓国・朝鮮人の人たちがくらしています。この人たちの多くは、一九一〇年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本へ移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です」と記されているものがある。これは、四に記した外務省発表集の内容と異なると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）により、朝鮮半島出身者が徴用されたことは承知しているが、政府としては、お尋ねの「朝鮮人徴用労務者が導入された」時期、「残留朝鮮人に帰還希望の有無」を実際に聴取した方法、「引きあげ」の形式及び人数、「外務省発表集第十号」にある情報の内容等については、現時点では、その詳細について確認することができないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の教科用図書については、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）に照らし、教科用図書検定調査審議会の専門的な調査審議により教科用図書として適切であると判断され、検定に合格となったものであるが、御指摘の教科用図書の記述における「一九一〇年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たち」は、四で御指摘の「戦時中に徴用労務者としてきたもの」のみを示すものではないと考える。

再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十三日

水野　賢一

参議院議長　西岡　武夫殿

再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問主意書

菅直人首相は再生可能エネルギーの買取り制度の導入を狙いとする「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の成立に強い意欲を示している。

ただ新法の成立を待つまでもなく、現在でも太陽光発電の一部に関しては「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）に基づいて買取り制度が導入されている。

再生可能エネルギーを全面的に買い取るようにするには新法を制定するという手法が分かりやすいとは思うが、あえて新法を成立させなくても現行のエネルギー供給構造高度化法のまま「非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準」という経済産業省告示を変えるだけで、全面的な買取り制度を導入できるのではないかと考える。

よって以下のことを質問する。

一　エネルギー供給構造高度化法に基づく「非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準」を変えれば、太陽光発電のみならず風力、地熱、バイオマスなどを用いて発電された電気について、電気事業者に対し買取りを義務付ける制度を導入できるのではないかと考えるが、法制度としてそれが可能か不可能かについて、政府の見解を示されたい。

二　一で「不可能」という場合には、エネルギー供給構造高度化法のままでの買取り義務付けの拡大はどこまでならば可能なのかについて、政府の見解を示されたい。

例えば、風力発電を対象にすることは可能だとか、余剰電力以外を対象にすることはできないといった、エネルギー供給構造高度化法の限界点がどこなのかを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員水野賢一君提出再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）では、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用等を促進するため、経済産業大臣が、基本方針を定めるとともに、電気事業者等の特定のエネルギー供給事業者に対し、同法第五条第一項の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）という形で非化石エネルギー源の利用の目標、推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法等を提示し、当該エネルギー供給事業者が当該判断基準に沿った取組を実施するように誘導するための措置を講じている。

こうした体系の下、電気事業者に対する判断基準においては、非化石エネルギー源の利用の促進の方策の一つとして、一定の要件を満たす比較的小規模な太陽光発電による電気について経済産業大臣が定める一定の価格及び期間に基づく調達を規定しているところであるが、当該調達の対象をこのような太陽光発電による電気のみならず他の再生可能エネルギー源を用いて発電された電気にまで拡大することは、非化石エネルギー源の利用の促進という趣旨には合致するものである。

他方、他の再生可能エネルギー源に調達対象を拡大した場合、大規模に発電を行う事業者を含む多様な者が新たに再生可能エネルギー源を用いて発電された電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）の供給に参画することが想定され、電気事業者はこれらの者との関係を安定的に処理することを求められるため、調達に関する契約の締結や再生可能エネルギー源を電気に変換する設備と電気事業者の保有する電力系統との接続など、再生可能エネルギー電気を供給しようとする者とこれに応ずべき電気事業者との間の権利及び義務の関係について、あらかじめ明確に定めておくことが適切であると考えられる。しかし、判断基準は電気事業者が当該判断基準に沿った取組を実施するよう誘導するため定めるものであるため、電気事業者とその他の者との間の権利義務関係について、その判断基準において十分に規定することは困難であると考えている。

また、調達対象を拡大した場合、再生可能エネルギーの導入量等に応じて再生可能エネルギー電気の調達に伴う費用の負担の地域間での格差が大きくなることが想定されるが、政府としては、こうした地域間での負担格差を調整するための措置を講ずることが適切であると考えている。この負担格差の調整を実施するためには、電気事業者間での資金のやり取り等が円滑かつ適正になされるための所要の措置を講ずる必要があるが、非化石エネルギー源の利用の目標や利用の実施方法等が規定できるにとどまる判断基準において、事業者間の資金のやり取りにつき定めることは困難であると考えている。

さらに、電気事業者に対しては、現在、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）に基づき一定の量の再生可能エネルギー電気の利用を義務付けている。仮に、調達対象を同法の義務付

けの対象となっている再生可能エネルギー源にまで拡大する場合には、同法の廃止も含めた法的整理が必要になると考えている。

このような点を踏まえて、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」を今通常国会に提出したところである。

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十七日

浜田　昌良

参議院議長　西岡　武夫殿

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問主意書

「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）第十九条第一項には、「政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとった措置を国会に報告しなければならない」と規定されている。また、同条第二項では、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない」と規定されている。

そこで、以下質問する。

一　原賠法第十九条第一項においては、「できる限りすみやかに、（中略）国会に報告しなければならない」と規定されているが、東日本大震災から既に三か月以上たっているにもかかわらずいまだ報告されていない。いつ国会に報告するのか明確にされたい。いまだ国会に報告する日程等が定まっていないのであれば、その理由を明らかにされたい。また、原子力損害が確定していないという理由で報告しないのであれば、現状報告（中間報告）でもするべきであると考えるが、政府の見解如何。

二　原賠法第十九条第二項においては、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出することが規定されているが、いまだ提出されていない。これでは、原賠法が原子力委員会又は原子力安全委員会に期待する役割を果たしていないのではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、今般の東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「今般の事故」という。）を受けて、文部科学省に置かれた原子力損害賠償紛争審査会において原子力損害の範囲の判定等の指針について検討を進めているところであり、また、東京電力からは原子力損害賠償補償契約に基づく補償金（以下単に「補償金」という。）の支払の請求を受けておらず、原子力損害の状況について十分に把握できていない状況にある。原子力損害賠償紛争審査会においては、本年七月頃を目途に、その時点において整理できる原子力損害の範囲等に係る指針を「中間指針」として示す予定であるところ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「原賠法」という。）第十九条第一項の規定に基づく国会への報告については、この「中間指針」が取りまとめられ、東京電力から補償金の請求を受けてこれを支払うなどし、原子力損害の状況についての把握が進んだ段階で行うことを考えている。

二について

原子力委員会及び原子力安全委員会は、今般の事故の発生後、適切な対応を行ってきていると考えており、原賠法第十九条第二項の意見書についても、今後必要に応じて提出することとしている。

新エネルギーの導入目標に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十七日

水野　賢一

参議院議長　西岡　武夫殿

新エネルギーの導入目標に関する質問主意書

以前、政府は京都議定書目標達成計画などにおいて、新エネルギーの導入目標として「二〇一〇年度に一九一〇万キロリットル」（原油換算）という数値を掲げていた。

よって以下、質問する。

一　一九一〇万キロリットルという新エネルギーの導入目標を掲げた政府の計画としては、京都議定書目標達成計画以外にどのようなものがあるか。

二　一九一〇万キロリットルという新エネルギーの導入目標にいう「新エネルギー」とは、具体的にどのようなエネルギーを指していたのか。

三　二〇〇八年の政令改正で「新エネルギー」の定義に中小水力発電などが含まれるようになり、燃料電池などが除外されるようになった。一九一〇万キロリットルという新エネルギーの導入

目標に関して、この定義変更に伴う改定はあったのか。

四　「二〇一〇年度に一九一〇万キロリットル」という新エネルギーの導入目標は達成されたのか。二〇一〇年度の新エネルギーの導入の実績値も含めて示されたい。

五　現在、政府は新エネルギー・再生可能エネルギーなどの導入目標として、どのようなものを公式に掲げているのか。そこでいう「新エネルギー」、「再生可能エネルギー」が具体的に何を指すのかも含めて明らかにされたい。

六　菅首相は本年五月十日の記者会見で、現行のエネルギー基本計画について「一旦白紙に戻して議論をする」と述べている。そうした中、政府としては新エネルギー・再生可能エネルギーの導入目標を上方修正する決意はあるか。

右質問する。

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣　菅　　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員水野賢一君提出新エネルギーの導入目標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出新エネルギーの導入目標に関する質問に対する答弁書

一について

京都議定書目標達成計画（平成二十年三月二十八日閣議決定）においては、御指摘の「新エネルギー」の導入目標について、平成二十二年度に原油換算で千五百六十万キロリットルから千九百十万キロリットルとする目標を掲げているが、新エネルギーの導入に関する目標を掲げる政府の計画はほかに存在しない。

二について

京都議定書目標達成計画における新エネルギーとは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する「新エネルギー利用等」として平成二十年の改正前の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第二百八号）第一条に定められていたものに係るエネルギーであり、具体的には、廃棄物、バイオマス、太陽熱、温度差熱、雪氷熱、風力及び太陽光によるエネルギーを指している。

三について

御指摘の改正により、大気圧における沸点が百度未満の液体を利用する地熱発電及び出力が千キロワット以下である水力発電が追加されたが、当時、これらの地熱発電や水力発電の導入実績はごく僅かであったことから、京都議定書目標達成計画における新エネルギーの導入目標の改定は行わなかったものである。

四について

平成二十二年度の新エネルギーの導入実績については、現時点ではデータがそろっていないことからこれをお示しすることはできない。

五について

新エネルギーについては、一についてで示した京都議定書目標達成計画において新エネルギーの導入目標を掲げており、いわゆる再生可能エネルギーについては、「エネルギー基本計画」（平成二十二年六月十八日閣議決定）において、「二千二十年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について十パーセントに達することを目指す」等の目標を掲げており、現在政府が国会に提出している地球温暖化対策基本法案第十一条においても、「我が国における一年間の一次エネルギーの供給量に占める再生可能エネルギーの供給量の割合について、平成三十二年までに十パーセントに達することを目標とする」としている。また、先の主要国首脳会議において、菅内閣総理大臣は「発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を、二千二十年代のできるだけ早い時期に、少なくとも二十パーセントを超える水準となるよう、大胆な技術革新に取り組みます」と表明している。

京都議定書目標達成計画における新エネルギーとは二についてでお答えしたとおりであり、また、地球温暖化対策基本法案における再生可能エネルギーについては、同法案第二条第五項において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱及びバイオマス並びにその他化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるものを利用したエネルギーと規定している。

六について

エネルギー政策については、東日本大震災を踏まえ、今後、抜本的な検討を行っていくこととしており、御指摘の新エネルギー及び再生可能エネルギーの導入目標については、そうしたエネルギー政策全体の議論の中で検討していくこととなる。

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十七日

水野　　賢一

参議院議長　西岡　武夫殿

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書

二〇一〇年六月に閣議決定されたエネルギー基本計画を見ると、二〇三〇年の国内の発電電力量ベースでの原子力発電の電源比率について明示はされていない。

しかし報道などでは「エネルギー基本計画で原子力発電の割合を現行の二十六パーセントから二〇三〇年には五十三パーセントに引き上げることとしている」という類の表現が多く見受けられる。

これは、同基本計画の根拠となっている資料で「二〇三〇年には原子力発電の割合を五十三パー

セント、再生可能エネルギーの割合を十九パーセントにする」とされているからだと推測される。

よって以下、質問する。

一　二〇三〇年における電源比率について、原子力発電「五十三パーセント」、再生可能エネルギー「十九パーセント」という数値は、政府において決定した目標と考えてよいのか、見解を示されたい。また、政府において決定した目標ではないとすれば、どのような位置づけになるのか。

二　二〇二〇年時点における原子力発電や再生可能エネルギーの電源比率について、政府の目標や目安はあるのか。

右質問する。

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員水野賢一君提出原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「五十三パーセント」や「十九パーセント」という具体的な数値は、政府として決定した目標ではないが、「エネルギー基本計画」（平成二十二年六月十八日閣議決定）においては、発電電力量の合計に占める原子力及び再生可能エネルギーによる発電電力量の割合を平成四十二年度までに約七十パーセントとすることを目指しており、経済産業省資源エネルギー庁においては、同計画に掲げる政策を推進することにより、平成四十二年度における発電電力量の合計に占める原子力による発電電力量の割合は約五割、再生可能エネルギー等による発電電力量の割合は約二割になるとの試算を行っている。

二について

「エネルギー基本計画」においては、発電電力量の合計に占める原子力及び再生可能エネルギーによる発電電力量の割合を平成三十二年までに五十パーセント以上とすることを目指しているが、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を受けて、今後のエネルギー政策の在り方を見直すこととしており、その議論の中で、電源構成のベストミックスについて検討してまいりたい。

青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十七日

上野　通子

参議院議長　西岡　武夫殿

青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問主意書

次代を担う青少年を健全に育成していくことが我が国社会の将来にとって不可欠であることは論を待たない。青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進する見地から、以下のとおり質問する。

一　青少年の健全な育成に向けて、基本理念を定め、国や地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を法律で定める必要があると考える。政府としてこうした法律を整備する考えはないか、見解を明らかにされたい。

二　多くの都道府県は青少年の健全な育成に向けて、施策の基本となる事項を条例で定めているが、条例で定めた事項は各都道府県によって異なるため、各都道府県境地域で混乱を招く原因にもなっている。こうした現状について政府はどう考えるか、見解を明らかにされたい。

三　平成二十二年十月二十八日の参議院法務委員会で、青少年に悪影響を及ぼす有害情報の規制も含めて青少年の健全な育成に向けた基本法の整備について質問したのに対し、当時の柳田稔法務大臣は「国会も政府も一緒になって進めるべきもの」「我々も協力をいとうつもりはありません」と答弁した。法整備に前向きな答弁と受け止めたが、その後に柳田大臣は辞任し、政府側で法整備を進めるアクションは全く見えない。政府の取組状況を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員上野通子君提出青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）において、子ども・若者の健やかな育成等についての基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項が定められているところである。

二について

御指摘の条例については、各都道府県によりその内容に違いがあると承知しているが、これは、各都道府県において、地域社会の状況、住民の意識等様々な事情を勘案して所要の条例を定めていることによるものと考えている。

御指摘の「混乱」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、各都道府県において、地域の子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、実施することは重要であると考えている。

三について

御指摘の柳田稔法務大臣（当時）の答弁は、国

会において御指摘のような法整備を進める場合には、必要な協力をいとうものではないという趣旨を述べたものであり、政府としても同様に考えているところである。

地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月二十九日

加藤　修一

参議院議長　西岡　武夫殿

地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書

改正水質汚濁防止法で新たに地下水汚染の未然防止対策が義務付けられたように、これまでの多くの地下水汚染事例は、当該対策が十分ではない状態で発生したものである。

そこで、以下質問する。

一　地下水汚染の未然防止対策の円滑な実施について

改正水質汚濁防止法に基づく新たな規制の導入に際しては、その必要性について事業者の理解を深め、円滑な実施を図る必要がある。

そのためには、環境省がマニュアルを作成し、さらに、関係する事業者団体の協力を仰ぐなどの方策が考えられるが、この点について、政府はどのような対応を考えているのか、見解如何。

二　有害物質を貯蔵する施設等の構造等に関する的確な基準の策定について

改正水質汚濁防止法に基づく有害物質を貯蔵する施設等の構造等に関する基準の策定に当たっては、地下水汚染の未然防止が十分に図られる基準とする必要があるが、その一方で、業種や事業場ごとに施設や作業の実態が異なることなども考慮し、過度な負担とならない的確な基準を策定することが求められる。

1　そこで、どのような基準が策定されるかは、非常に重要な点であることから、基準の策定方針について見解を示されたい。

また、現在、条例に基づく基準や業界団体のマニュアルにおける基準などがあるが、新たに法律に基づき策定される基準は、これらと比較してどのような水準のものになるのか、併せて見解を示されたい。

2　構造等に関する基準などについては、中央環境審議会の答申では、「さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分に反映しながら決めていく必要がある。」とされている。

答申を検討した「地下水汚染未然防止小委員会」のメンバーは、限られた業界の関係者となっていたが、「さらなる検討の場」には、電気めっき業界やクリーニング業界なども含めた幅広い業界の関係者の参画が必要だと考える。政府の見解を示されたい。

三　消防法の適用を受けるガソリン等の貯蔵施設の地下水汚染対策について

ガソリン等の貯蔵施設については、消防法において改正水質汚濁防止法と同等の措置が規定されており、改正水質汚濁防止法の措置の対象外となっている。しかしながら、こうした施設が原因の地下水汚染も生じていることから、消防担当部局などと十分連携を取り合って、効果的な対応が行われることが望ましい。この点について、政府の見解を示されたい。

四　有害物質の貯蔵場所や作業場所の地下水汚染対策について

施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所は、施設と異なりその特定が困難であることから、改正水質汚濁防止法の規制の対象外であるが、こうした場所からの有害物質の漏洩・地下浸透も確認されている。したがって、貯蔵場所や作業場所からの有害物質の漏洩・地下浸透の防止についても、ガイドラインを策定するなどして取組を促進する必要があるが、政府としてはどのような対応を考えているのか、見解を示されたい。

五　窒素汚染や畜産系等の地下水汚染について

作物の肥料となる窒素がなければ、世界の食糧は不足する。しかし、窒素酸化物が一八六〇年の三十倍に急増しており、人類が窒素の排出量を削減しなければ、海も人類も死滅する。次の環境脅威は窒素汚染と警告する論文が「Ｓｃｉｅｎｃｅ」誌の二〇〇八年五月十六日号に掲載された。

論文では、「窒素酸化物は空気中のオゾン濃度を上昇させ、呼吸器系疾患を引き起こし、作物の収穫量を減らす。また、酸性雨をもたらし、酸素を大量消費する海藻の異常繁殖を促して漁業に被害をもたらす恐れもある」と指摘している。

1　これら窒素汚染について警告を発した、「国際窒素イニシアティブ」（ＩＮＩ）の研究者の活動についてどう認識しているのか示されたい。

2　特に問題となっている、「窒素酸化物」による窒素汚染に関する国際的及び国内的広がりについてどう認識し、対策を進めているのか明らかにされたい。

特に、日本国内の総量をどの程度と見積もっているのか示されたい。

3　水中の硝酸イオンと硝酸塩に含まれている硝酸態窒素は、血液の酸素運搬能力を奪い、特に乳幼児を窒息死の危険に晒すほか、体内で亜硝酸態窒素に変化すると、発ガン物質になり、毒性も強くなるといわれている。また、硝酸態窒素による汚染は、主に地下水で進んでいると指摘されている。

さらにメキシコ湾では、中西部の農場からの窒素流出により湾内に低酸素ゾーンが発生し、魚介類の死滅や沿岸域での窒息死した有毒な藻類の発生が報告されている。

そこで、水道水には厚生労働省が「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の基準を設定し、環境省も水に同じ環境基準を設定している。政府は、窒素サイクルでの人間活動の影響を示す「窒素のフットプリント」を作成すべきと考えるが、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員加藤修一君提出地下水汚染の未然防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出地下水汚染の未然防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号。以下「改正法」という。）の内容については、改正法の施行までにマニュアルの作成及び配布等により周知徹底を図ることとしており、当該マニュアルの内容については、専門家及び関係業界の参画する検討会（以下「検討会」という。）において検討しているところである。また、マニュアルの配布に当たっては関係業界団体を通じることとするなど、事業者への周知の方策についても検討してまいりたい。

二の1について

改正法において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造基準等の遵守義務及び有害物質使用特定施設等について定期点検を行う義務が設けられたところであり、その構造基準等の具体的内容及び定期点検の具体的方法については、現在、検討会において、地方公共団体でこれまで策定されている条例等も参考にしつつ、既存施設における実施可能性に配慮して検討しているところである。

二の2について

有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の具体的内容については、電気めっき業及びクリーニング業等の関係業界の参画する検討会において検討している。

三について

御指摘のとおり、地方公共団体の水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に基づく事務を担当する部局及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）に基づく事務を担当する部局が十分に連携を図ることが重要であると認識しており、今後、連携を図るための具体的方策について検討してまいりたい。

四について

御指摘の貯蔵場所や作業場所からの有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための措置について、今後検討会で作成するマニュアルに記載することなどを検討してまいりたい。

五の1について

政府としては、内外の研究において、窒素酸化物等による環境への影響と窒素酸化物等の削減対策の重要性が指摘されていることは認識している。

五の2について

窒素酸化物等については、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による基準、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第三条第一項の規定による排水基準の策定等の対策を行っているほか、海外における窒素酸化物の削減対策に係る国際協力を行っているところである。また、国内の環境中に排出された窒素酸化物の総量について把握することは困難であるが、環境省が実施した大気汚染物質排出量総合調査によれば、平成二十年度における大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設から排出された窒素酸化物の合計は七十三万千九十四トンとなっている。

五の3について

窒素循環が人の健康及び生活環境に及ぼす影響については、更に情報を収集することとしており、商品やサービスのライフサイクル全体における窒素酸化物等の排出量の算定及び表示に係る事例についても情報収集に努めてまいりたい。

平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年六月三十日

川田　龍平

参議院議長　西岡　武夫殿

平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問主意書

一　平成二十三年六月二十七日に発表された「平成二十三年度国際協力重点方針」には、政府開発援助（以下「ＯＤＡ」という。）による東日本大震災にかかる被災地の復興支援の方策として、「被災地産品を積極的に調達する」と明記されている。東日本大震災が、我が国始まって以来の未曽有の大災害であることは間違いなく、被災地の復興の一助として、ＯＤＡによっても何らかの形で実質的な貢献をしていきたいという政府の意気込みには理解を示すところではあるが、発展途上国への開発援助であるＯＤＡと被災地の復興支援とを同じ次元で捉えることに違和感を覚えている。

ＯＤＡは、あくまで開発課題を抱える被援助国の要請を前提とするものであり、援助国の意図や意向から援助が企画立案・実施されるべきものではない。したがって、援助国側の内政課題を前面に出した形のＯＤＡは厳に慎むべきと考えている。内政課題を加味して実施されたＯＤＡでは、所期の開発効果も、内政上の目的も達せられないと言える。

限られた資源・予算を最大限活用するため、ＯＤＡは被援助国のニーズを最大限満たすよう企画立案・実施されるべきであり、東日本大震災にかかる被災地産業の支援をＯＤＡと無理やり絡めることは、むしろ被援助国の便益を害し、長期的には被災地の復興支援にもならないと危惧している。

「平成二十三年度国際協力重点方針」に示されたＯＤＡによる被災地産業の支援に関し、新聞報道等では「サバ缶」や「サンマ缶」を購入し途上国に供与することが具体的な事例として挙げられている。食糧援助は本来、現地の食料・農業事情や食習慣・し好、栄養価、移送コスト等の観点から合理的に決せられるべきであり、「サバ缶」や「サンマ缶」の供与は食糧援助の趣旨から言って特に好ましくないものと考えている。

そこで、以下について政府の方針及び見解を示されたい。

１　「平成二十三年度国際協力重点方針」に示された「被災地産業の支援」とＯＤＡの在り方及びその具体像

２　「積極的に調達」される被災地産品の具体的な内容、スケジュール、予算規模

３　「積極的に調達」される被災地産品として「サバ缶」や「サンマ缶」を想定し、また「サバ缶」や「サンマ缶」を食糧援助に利用することを想定しているか否か

４　食糧援助としてこれまでに「サバ缶」や「サンマ缶」に類する支援を行ったことがあるならば、その時期、供与先、予算規模及び現地の評価

二　本来被災地産業の支援は、ＯＤＡではなく、別の予算措置を講じて積極的に行っていくべきものと考えている。例えば外務省予算であれば、在外公館などでの広報文化交流予算を大幅に増額し、その枠組みの中で「被災地産業のアピール・販売促進」などに注力すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員川田龍平君提出平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問に対する答弁書

一の１について

平成二十三年度に実施する政府開発援助（以下「ＯＤＡ」という。）については、外務省としては、平成二十三年六月二十七日に公表した「平成二十三年度国際協力重点方針」に基づき、東日本大震災からの「開かれた復興」にも資するよう実施していく方針であり、被災地産業の支援の観点も踏まえつつ、具体的にどのような援助が可能かを検討しているところである。今後、途上国側のニーズ、被災地の状況、援助効果、予算状況等諸般の事情を総合的に勘案した上で、可能な場合には被災地産業の産品を調達するなど、被災地の復興や風評被害の防止にも資するようなＯＤＡの実施に努めてまいりたい。

一の２及び３について

援助物資の具体的な内容等については、途上国側のニーズ等を踏まえ検討することとしており、どのような被災地産品を調達するのかについて、現段階でお答えすることは困難である。

一の４について

我が国による過去十年間の国連世界食糧計画（以下「ＷＦＰ」という。）を通じた無償資金協力及びＷＦＰに対する拠出金のうち、御指摘の「サバ缶」、「サンマ缶」等の日本産の水産加工品の購入に充てられたものについて、①予算年度、②金額及び③資金又は購入された水産加工品の供与先を示すと、次のとおりであり、これらの支援は、供与先の国における学校給食等で使用され、栄養状況の改善に貢献するものとして評価されていると承知している。

（一）ＷＦＰを通じた無償資金協力

①平成十三年度　②三億円　③スリランカ、ガーナ、ギニア、コートジボワール、シエラレオネ及びリベリア

①平成十四年度　②一億七千万円　③ガーナ、ギニア、コートジボワール、コンゴ共和国、シエラレオネ及びリベリア

①平成十五年度　②二億円　③コンゴ共和国

①平成十六年度　②一億千三百万円　③ブルンジ、モザンビーク及びルワンダ

①平成十七年度　②一億三千二百万円　③バングラデシュ及びニカラグア

①平成十八年度　②一億五千五百万円　③カンボジア及びパレスチナ

①平成十九年度　②一億六千万円　③スリランカ及びパレスチナ

①平成二十年度　②一億六千九百万円　③スリランカ及びパレスチナ

①平成二十一年度　②一億八千五百万円　③コンゴ共和国及びパレスチナ

①平成二十二年度　②一億七千四百万円　③バングラデシュ及びパレスチナ

（二）ＷＦＰに対する拠出金

①平成十三年度　②約七億二千五百万円　③カンボジア、ブータン、ラオス、ハイチ、ボリビア、ベナン及びモザンビーク

①平成十四年度　②約四億八千四百万円　③バングラデシュ、ラオス、キューバ、ハイチ及びモザンビーク

①平成十五年度　②約三億四千七百万円　③ラオス、ハイチ、アルジェリア、コンゴ民主共和国、タンザニア及びモザンビーク

①平成十六年度　②約二億八千万円　③ブータン、ラオス、ハイチ、イエメン、シリア、ヨルダン、エジプト、スーダン、モザンビーク及びルワンダ

①平成十七年度　②約二億二千七百万円　③ブータン、ジブチ及びルワンダ

①平成十八年度　②約六千六百万円　③ラオス

①平成十九年度　②約五千五百万円　③ラオス

①平成二十年度　②約三千九百万円　③ラオス

①平成二十一年度　②約三千四百万円　③カンボジア

①平成二十二年度　②約三千八百万円　③未定

二について

外務省としては、これまでも東日本大震災後の「開かれた復興」に資する経済外交を推進してきており、御指摘のような「被災地産業のアピール・販売促進」を含む、風評被害の払拭及び日本ブランドの信頼性の回復のための情報発信に全力で取り組んでいる。例えば、在外公館は、海外主要都市において、関係機関と連携して、現地の産業界や報道関係者を対象とした説明会を開催するほか、日本食や被災地を始めとする地域の魅力を紹介する事業などを実施している。

被災地産業の支援等に関する予算措置については、東日本大震災復興構想会議が平成二十三年六月二十五日に取りまとめた「復興への提言～悲惨のなかの希望～」も踏まえ、御指摘の「在外公館などでの広報文化交流予算」を含め、今後講ずべき施策の必要性、緊急性等を見極めつつ、検討してまいりたい。

福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月一日

川田　龍平

参議院議長　西岡　武夫殿

福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問主意書

環境省は、福島県内（避難区域、計画的避難区域、会津地方及び本年五月二十七日に処理を再開することとした十町村を除く）で発生した災害廃棄物について、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（平成二十三年六月二十三日）（以下「処理の方針」という。）によりその処理を進めることとしている。

処理の方針においては、焼却施設や最終処分場の周辺住民及び作業者の安全を確保することを大前提としながらも、可能な範囲で焼却を行い、これに伴って発生する主灰等は放射性セシウム濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下であれば埋立処分を認め、また、再生利用についても放射性物質の濃度がクリアランスレベル以下であれば、原則としてこれを認めるとしている。

しかし、セシウムのうち、セシウム１３７は半減期が約三十年であり、従来から放射性廃棄物を対象としていない「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）等の枠組みの中で、今後、約三十年以上の長期にわたり最終処分場等において、また再生利用の工程において適切な放射線管理が行えるのか、甚だ疑問である。さらに、東京二十三区清掃一部事務組合が本年六月二十七日に発表した「焼却灰等の放射能測定結果」では、一部の清掃工場で飛灰の放射性セシウム濃度が一キログラム当たり八千ベクレルを超える状況にある。こうした状況を考えると、福島県内においてすでに処理が行われている災害廃棄物に加えて、福島県外での廃棄物処理についても、長期間にわたる放射線管理体制が必要となる。

そこで以下のとおり質問する。

一　廃棄物処理法では、対象となる廃棄物について「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とされているが、今回、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理を環境省が検討しているのはなぜか。また、市町村に加えて一般廃棄物処理業者などの民間業者による処理も考慮すれば、安全な処理を確保するために、処理方法を処理の方針のような形で示すのではなく、法律に基づく処理基準を示して、これを遵守させる仕組みを構築することが必要と考えるが、政府はどのように考えているのか、明らかにされたい。

二　処理の方針では、埋立処分の目安である一キログラム当たり八千ベクレルは「作業者の安全も確保される濃度レベル」とされている。しかし、膨大な量の災害廃棄物を処理していくに当たり、特に最終処分場においては、周辺住民の安全も考慮し、一キログラム当たりの放射性物質の濃度にとどまらず、放射線の累積線量も勘案して基準を示すべきと考えるが、政府はどのように考えているのか、明らかにされたい。

三　処理の方針では、被災地や仮置き場から焼却施設又は焼却施設から最終処分場までの収集運搬について、何ら言及されていないが、政府は具体的にどのような方法を考えているのか、明らかにされたい。

四　処理の方針では、再生利用について、放射性物質の濃度がクリアランスレベル以下であれば可能としている。しかし、膨大な量を扱うことになる再生利用の工程において、クリアランスレベル以上のものが混入するリスクもあり、また、下水汚泥については民間事業者の引取りも一部困難な状況にあることも踏まえれば、災害廃棄物の処理については再生利用よりも一時保管又は埋立処分を優先すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　災害廃棄物は一般廃棄物にとどまらず、福島県内外の産業廃棄物についても、放射性物質に汚染され、その処理の工程において作業者や周辺住民の健康に影響が出ることが懸念されるが、引き続き、産業廃棄物の安全な処理に関しても何らかの措置を講じる考えはあるのか、政府の見解を示されたい。

六　今後、放射性物質に汚染された災害廃棄物を処理する市町村においては、放射線の測定、一キログラム当たり八千ベクレルを超える主灰や飛灰の一時保管、埋立場所や排水の管理、埋立処分終了後の跡地管理など、放射性物質による汚染に伴う管理も行わなければならない。したがって、市町村においては通常の一般廃棄物に加えて、前例のない放射性物質に汚染された災害廃棄物の安全な処理を確保することは困難であると考えるが、政府は今後の市町村における安全な処理を確保するための体制構築の必要性について、どのように考えているのか、明らかにされたい。

七　未曾有の事態に対して、長期間にわたる安全な処理の体制を確保するには、国が直轄で専用の焼却施設や保管施設、最終処分場などの施設を整備し、被災地からの災害廃棄物の撤去・処理・管理のすべてを行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員川田龍平君提出福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

環境省は、廃棄物の適正な処理に関する事務を所掌していることから、放射性物質で汚染されたおそれのある災害廃棄物の具体的処理方法については、関係省等と連携して「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成二十三年六月三日原子力安全委員会決定)において「周辺住民の受ける線量が年間一ミリシーベルトを超えないようにする」等としていることを踏まえ、平成二十三年六月二十三日に「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」(以下「処理方針」という。)を策定したものであり、その後も、収集、運搬、再生利用、埋立処分等の方法等について、引き続き更なる検討を行っているところであり、恒久的な枠組みについては、今後検討してまいりたい。

五について

環境省においては、関係都県に対して、産業廃棄物焼却施設の焼却灰に放射性物質が混入していないか調査を実施するよう要請しているところである。

六及び七について

お尋ねの点については、放射性物質で汚染されたおそれのある災害廃棄物について、環境省において処理方針を策定し、これによって市町村において処理を実施しているところであり、今後更に協力を進めてまいりたい。

東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月四日

小熊　慎司

参議院議長　西岡　武夫殿

東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問主意書

東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体については、阪神淡路大震災の教訓を生かし早急な対応が必要とされるが、政府の対応について以下のとおり質問する。

一　災害廃棄物処理事業費の国庫補助の対象事業範囲は、「市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされているが、家屋等の公費による解体については、国から具体的な適用基準は示されておらず、自治体の判断に任されている。そのためそれぞれの自治体によって対応が統一されておらず、また自治体によっては震災対応で多忙を極めている中で事務執行が停滞している状況もある。家屋等の公費による解体についての適用基準を国が明確に示すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　被災地の自治体においては既に災害廃棄物の処理のために巨額の費用が必要となっており、家屋等の公費による解体について更なる財政負担ができない状況になっている。また家屋等の公費による解体の実施にあたっては、自治体が解体業者との契約を行うため、申請受付事務や契約事務などその事務量が膨大かつ煩雑になっている。国において標準単価を定め、家屋等の床面積に応じた額を事業費とし、すべて事後清算型にして被災者や被災事業者への直接補助を行う制度の検討が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

三　被災した中小企業等については、個人家屋の解体費用等を支援する「被災者生活再建支援制度」のようなものが整備されていない。被災した中小企業等の早期の復旧・復興を支援するために、被災した中小企業等の施設・設備等の解体撤去費用を含めた復旧に要する経費について、事業主に直接補助を行う制度の整備が必要であり、東日本大震災による被害の多様性に応じたきめ細やかな施策を講じるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問に対する答弁書

一について

災害等廃棄物処理事業の東日本大震災に係る取扱いについては、環境省において、平成二十三年五月二日に大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知を発出し、「市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十二条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等」の解体工事費についても補助するとしているところであり、市町村において、地域の実情や家屋

等の状態に応じて解体の要否について適切に判断されるものと考えている。

二について

　環境省においては、災害廃棄物の処理に伴い市町村に一時的に生じる財政負担を軽減するため、災害等廃棄物処理事業について補助金の概算払を進めることとしており、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)において、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されているところ、東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理については、一定の基準の下で、受託者が処理を再委託することができることとする特例措置を設けるなど、市町村の事務負担の軽減を図っているところであり、現時点において、お尋ねのような制度については検討していない。

三について

　お尋ねの「被災した中小企業等の施設・設備等の解体撤去費用」については、一について述べたように、市町村が「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認めた中小企業等の事業所等の解体等に係る経費は、災害等廃棄物処理事業における補助の対象となる。なお、平成二十三年度第一次補正予算で措置された中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業においては、複数の中小企業等が共同で施設等を復旧するための計画を作成して県の認定を受けた場合、施設等の復旧の際に生じた解体撤去の経費も含め、復旧に要する経費を補助の対象としている。今後、同事業については、被災地域のニーズ等を踏まえて拡充を図ることとしており、引き続き、被災した中小企業等の早期の事業再開に向けて取り組んでまいりたい。

「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月四日

浜田　昌良

参議院議長　西岡　武夫殿

「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問主意書

本年三月十一日、菅政権は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」(以下「本法案」という。)を閣議決定した。本法案は、「固定価格買取制度」の導入を進めるものであるが、同制度を進めるにあたり、これまで行われてきた太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入促進に関する各種補助金予算を削減するという結果になった。例えば、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金については、平成二十二年度予算では三百四十四・八億円であったが、平成二十三年度予算では百三十億円に減らされている。このことは、再生可能エネルギーの導入を進める事業者や家庭にとって大きな打撃であり、再生可能エネルギーの普及促進の妨げとなっている。

そこで、以下質問する。

一　平成二十三年度の再生可能エネルギー導入促進に関する予算のうち、前年度から削減されたものすべてについて、予算項目及びその削減額をそれぞれ明らかにされたい。

二　再生可能エネルギー導入促進に関する予算を削減するのは、補助金全般を減額するとの民主党政権の政策に基づくものなのか。再生可能エネルギー導入促進に関する予算を削減する理由を明らかにされたい。

三　再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入に伴う再生可能エネルギーの導入促進に関する各種補助金の削減は、再生可能エネルギーの導入費用を補助金ではなく電気料金への上乗せで賄うことになり、いわば「国民へのつけ回し」となると考えられるが、菅政権の見解如何。

四　再生可能エネルギー導入促進のためには、固定価格買取制度のみでは不十分であり、補助金等の導入促進に関する予算も充実させることが必要であると考えるが、菅政権の見解如何。

右質問する。

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問に対する答弁書

一及び二について

　お尋ねの「再生可能エネルギー導入促進に関する予算」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、エネルギー対策特別会計から支出されている予算事業であって、再生可能エネルギーを利用する設備の導入に係る補助事業等のうち、平成二十二年度当初予算と比較して平成二十三年度当初予算において予算額が削減された事業は、二百十四億八千十五万六千円減の「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」、五十二億四千六百十三万八千円減の「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」、七億九千八十三万八千円減の「中小水力・地熱開発費等補助金」、七億千百万円減の「太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業」及び六億五十七万千円減の「バイオ燃料導入加速化事業」である。

　これらの予算事業については、行政刷新会議において実施した事業仕分け等の場において、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入を予定していることや予算事業の効果が必ずしも明らかではないこと等が指摘されたことを踏まえ、予算額の縮減又は事業の廃止を行ったものである。

三について

　お尋ねの「国民へのつけ回し」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、再生可

能エネルギー電気の買取りに要した費用は、最終的には電気料金で回収されると考えられることから、国民負担が生じることは事実である。一方で、エネルギー対策特別会計から支出されている再生可能エネルギー発電設備の導入に係る補助事業も、その財源は石油石炭税収であり、最終的には石油製品等の価格に転嫁されると考えられることから、いずれにせよ国民負担によるものであると考えている。

四について

今通常国会に提出している「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」による固定価格買取制度では、標準的な再生可能エネルギー発電設備を用いて行う電気の供給を経済的に成り立たせる水準で買取価格を決定することとしており、これにより再生可能エネルギーの導入拡大は進むものと考えている。

〔参照〕

七月十二日議長において、左のとおり議席を変更した。

一〇六　浜田　和幸君
一〇七　―
一五四　中原　八一君
一五五　長谷川　岳君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
本号一部　二三〇円
（本体　二二〇円）